

平成28年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 3 月 1 7 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第1 一般質問
- 第2 議案第21号 四万十町農村地域活性化複合施設条例の撤回について
- 第3 議案第16号 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第4 議案第17号 四万十町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第5 議案第18号 四万十町行政不服審査会条例について
- 第6 議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第7 議案第20号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第8 議案第22号 四万十町ふるさと支援寄附条例について
- 第9 議案第23号 四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第24号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第25号 四万十町税条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第26号 四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第27号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第28号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第29号 四万十町興津水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第30号 四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第31号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 第18 議案第32号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について
- 第19 議案第33号 四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について
- 第20 議案第34号 四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について
- 第21 議案第35号 四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について

- 第22 議案第36号 四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第23 議案第37号 四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第24 議案第38号 四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第25 議案第39号 四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について
- 第26 議案第40号 四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について
- 第27 議案第41号 四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第28 議案第42号 四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について
- 第29 議案第43号 四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について
- 第30 議案第44号 四万十町地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について
- 第31 議案第45号 四万十町十川農林水産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について
- 第32 議案第46号 四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について
- 第33 議案第47号 四万十町七里集会所に係る指定管理者の指定について
- 第34 議案第48号 四万十町川奥集会所に係る指定管理者の指定について
- 第35 議案第49号 四万十町小野川集会所に係る指定管理者の指定について
- 第36 議案第50号 四万十町秋丸集会所に係る指定管理者の指定について
- 第37 議案第51号 四万十町野地集会施設に係る指定管理者の指定について
- 第38 議案第52号 四万十町大正大奈路集会所に係る指定管理者の指定について
- 第39 議案第53号 四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について
- 第40 議案第54号 四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について
- 第41 議案第55号 四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について
- 第42 議案第56号 四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について
- 第43 陳情第28－7号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第43まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（18名）

1 番 橋 本 章 央 君
3 番 古 谷 幹 夫 君
5 番 岡 峯 久 雄 君
7 番 岩 井 優之介 君
9 番 吉 村 アツ子 君
11番 下 元 昇 君
13番 槇 野 章 君
15番 中 屋 康 君
17番 酒 井 祥 成 君

2 番 林 健 三 君
4 番 緒 方 正 綱 君
6 番 下 元 真 之 君
8 番 水 間 淳 一 君
10番 味 元 和 義 君
12番 堀 本 伸 一 君
14番 武 田 秀 義 君
16番 西 原 眞 衣 君
18番 橋 本 保 君

~~~~~

欠 席 議 員 ( 0 名 )

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	田 辺 卓 君	会 計 管 理 者	左 脇 淳 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	危機管理課長	野 村 和 弘 君
企 画 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君
商工観光課長	下 藤 広 美 君	税 務 課 長	永 尾 一 雄 君
町民環境課長	植 村 有 三 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君
健康福祉課長	山 本 康 雄 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	谷 脇 健 司 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	岡 澄 子 君	学校教育課長	杉 野 雅 彦 君
生涯学習課長	辻 本 明 文 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長兼町民生活課長 山 脇 一 生 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 仲 治 幸 君 町民生活課長 林 久 志 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長    宮 地 正 人 君                      次                      長    酒 井 弘 恵 君  
書                      記    國 澤 みやこ 君

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（橋本保君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成28年第1回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

昨日の1番橋本章央議員の一般質問に対し、訂正したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 昨日の1番議員の一般質問の答弁の中で、「界面活性剤を使用しない洗剤の販売につきまして、店頭にはなく、購入する際には注文を行うことが必要です」と発言しましたが、量販店の別コーナーに類似品が販売されておりましたので、「店頭での販売は少ない状況です」に訂正をさせていただきます。私の調査不足で、ご迷惑をおかけしました。訂正して、おわびします。

~~~~~

○議長（橋本保君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

3番古谷幹夫君の一般質問を許可します。

3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

光陰矢のごとしと言いますか、私も議員になって、はや1年が過ぎまして、2年目の一般質問となります。今回の私の質問はエネルギー政策と農業振興という二つのテーマということで、私の信条としております自給率日本一のまちづくり、これをベースに、平成28年度がちょうど第2次四万十町総合振興計画の策定年に当たることを意識して、今回の質問をさせていただくものです。

昨年の12月の定例会のところでも、エネルギーの自給というテーマで質問をさせていただいたわけですが、そのときに担当課長なりのところから、町内のエネルギー消費額全体の推計数字として約47億円余り。そして、電力の年間消費量の推計として、低圧電力では年間6,000万kw、金額で13億円。さらに全体的な推計の消費電力量としては1億1,600万kw以上のものが想定されるというような回答もいただきました。

また、学校を含む町有施設の屋根に太陽光発電が設置をされておるわけですが、

施工中のものを含め、22か所で出力量409kw。そして太陽光発電の家庭用の設置数が499基、能力で1,836kw。そして、いろいろ課題を持っておりますが、メガソーラーが8か所で、出力数1万1,773kwということで、太陽光発電が総件数で812件、総出力量2万1,600kwという回答をいただき、推計数字という前提もありますけれども、そういった知見を得ることができたわけですから。

ただ、前回の質問のときには時間が足りずに、特にエネルギーの自給構想については尻切れトンボになったところもあって、今回、冒頭で申し上げましたような視点を持っての質問でございますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。通告書に従って進めてまいりたいと思いますけれども。

まず最初に、前段の部分も含めてですけれども、町有施設が結構、本庁舎も含めてですけれども、いろいろあるわけですから、町有施設全体で年間の消費電力量、これが金額ベースでどのくらいあるのか。一般には光熱費という品目ということになるわけですが、まずその点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

平成26年度の実績になりますけれども、町有の全施設の合計ですけれども、年間消費電力量は662万1,000kwh、料金にいたしましては1億8,391万3,000円というふうになっております。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ありがとうございます。

660万kwh、金額で約1億4,000万円ほどということで。違いましたか。1億8,000万円ですか、すみません。ということで、非常に大きい金額が固定費という、一般行政で言われる固定費として支払っておるということで理解をさせていただきます。

また、そういった現実の費用。これも当然費用ですので、一般、町民の税金によって賄われておるわけですから、こういったところを、やっぱり一つの将来的な位置付けとして、自給という視点から、どこまで見直していけるか。見直す時期もあるんじゃないかというような視点を持っておるわけですから、そういったことも踏まえて、二番目の質問ですけれども。

町有施設っていうのは結構広い屋根面積を持っておる。既に今の時点でも、22か所で一定数字の太陽光発電の設備が設置されておるということですから、そういったことも

含めて、町有施設全体に、もし屋根に太陽光発電を全て設置するとしたら、仮定の計算ですけれども、どのぐらいの面積があるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

議員のほうからも現在の町有施設、合計22か所、出力409kwということでお話しいただきました。

ご質問の、今後可能な施設としましては、未実施の同規模の施設としまして、保育所では4か所、小中学校では10か所、診療所等で3か所の17か所が可能ではないかというふうに考えられます。そこで、出力は総計で350kwぐらいになっております。

面積という形でございますが、箇所数と出力数でお答えさせていただきます。ただし、実際の施工に関しましては太陽光パネルの荷重計算等も必要になってきますので、あくまでも試算の数値という形でお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ありがとうございます。

可能数字として、17か所で350kw言いましたか。これは能力ということになると思いますんで、年間の発電量ということで計算をし直すと、どのぐらいの数字になるのでしょうか。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

1年間ということでご質問をいただきましたが、一応能力につきましてはkwhという形で、1時間これぐらい可能という形のものになってきますので、少し正式な資料を持っておりませんので、そういう形でひとつご理解をいただければというふうに思いますが。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） そしたら毎日、今8時間ぐらいは動くという計算で、200日ぐらいは晴れの日があるということでいけば、それを計算した形で数字が出てくると思いますけれども、ちょっと暗算ようしませんので。

というのは、先ほどの年間の庁舎内での消費電力量。その中をどんだけ賄えるかということが、自給の視点からちょっと欲しかったわけですが、ちょっと自分も暗算苦手で、その点についてはちょっとまた後で、もし触れれば触れていきたいと思います。

このことに関して、関連して、関心を持って新聞をずっと見ておりますと、公共施設の屋根貸しという取組が県内でも取り組まれておると。1か月以上前になりますけれども、2月9日には高知市が弘化台に卸売市場を構えておるわけですが、その屋根が約1.3haあって、そこに県内の石油、ガス卸販売のヒワサキ、名前出しても構んと思います。公表もされてます、思いますけれども、そこに屋根貸しをした太陽光設備が完成したという報道がありまして、ここでは年間発電量が約112万kw。そして20年間屋根貸しをして、20年間の貸付料としては2,900万円。そして、さらにそれに固定資産税が2,800万円から2,900万円。年に行きますと、固定資産税、貸付料を合わせて250万円ほどの収入があるということで報じられてましたし、そのほかにも越知町でも屋根貸しの事例の報道もありましたし、土佐市、香南市でも民間事業者との協定を結ぶ予定があるということで、そういった取組が、これは自給という視点とは若干異なるかも知れませんが、行政のほうで使用可能な屋根を、電力、太陽光発電の、設置する企業に貸して、それで一定収入を、20年間という固定買取制度がありますので、そういったものを一つ財源として取組をしておる事例もございます。そういったことも一つ視野に置いちゃってみたいというのが、この質問の一つの視点でもあります。

またそういったことの状況の中で、非常に電力に関しては、自分たちも今まで経験したことのない環境がこの4月1日から始まるという。皆さんも御存じのように、電力小売の完全自由化ということになるわけですが、電力については全国で今まで、四国電力さんも含めて10の大手の電力会社によって、8兆円と言われる市場があると言われておるわけですが、一般小売の電力市場は独占的に供給されてきたわけですが、これが4月1日から電力小売自由化ということで、戦後最大の電力業界の改革とも言われますように、そういった環境が出てくるということでございまして、これに関した、3月4日は高知新聞にもそういった記事が出てたわけですが、実に全国で、経済産業省の発表としまして、2月23日現在で、全国で306件の申請のうち199社。これがいわゆる新電力。今まで大手電力とは異なる新電力と呼ばれるところが、電力小売に登録を既に済ませておると。そして、新料金への申込件数は全国で23万件既にあるというようなことも報道されておりました。

新電力に参入しておるところはガスとか石油の元売り等の、エネルギーを扱う企業だけでなく、携帯電話やケーブルテレビ、私鉄大手などが参入をしておるということのようですけれども、昨日、7番議員が別の角度で、ロジックですか、新電力会社の、マイナ

スの破産というような厳しい記事も紹介されましたけれども、このロジテックのほうはこの199社のうち四番目の能力を持った会社であったようですけれども、いろんな事情の中で、こういった全体的な動きにちょっと疑問を投げたというふうな、残念な結果になっておるわけですが。

それはそれとして、さらにこういった電力自由化の環境を受けて、大手の電力会社のほうも、今まで域内にエリアを限定しておったようですけれども、これが、域内を越境と言いますか、越境した営業もされておるということで、四国の電力会社、四国電力さんも東京電力管内、あるいは関西電力管内で既に家庭料金向けのメニューも提示してやられておるといふ、そんな動きが出てきておるわけですが。こういったことも踏まえて、特にこういった新電力会社、いろいろ、既に自分たちが気付かないところで、動きが既に全国であるわけですが、そういったところからの行政に対しての勧誘なりの状況。そういったことも踏まえて、行政としても初めて体験する電力小売の自由化への対応。このことについて、今の時点でどんな対応の仕方をしていくのか、あるいはどういう考え方をしておるのか。あればお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

大規模な工場とかオフィスなどについては既に新電力の参入が解禁をされておりました、数年前に新電力会社から本庁舎や学校など一定の規模の施設について、電気料金の見積りが出されまして、一定検討した経過もございます。料金については、3%程度の低料金で見積りが出されていたわけですが、やはり電力の安定供給が本当に可能なのかなどといった根本的な問題について、当時は前例も少なかったことから、新電力の参入については見送ったところでございます。

現時点でも一定電気料が安くなる見込みはあるものの、それこそ電気の安定供給への不安、先ほど議員おっしゃられましたように、既に電力の小売りから撤退された新電力の会社もあるといったこともありますし、停電時の復旧体制の不安など、そういったものもぬぐいきれないことがありますようなことから、現在は正直、様子を見ているといった状況でございます。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 分かりました。今の状況の中では、先ほどのロジテックの例にもありますように、やはり石橋をたたいて様子を見るというこの状況は、やむないというよ

うに理解は私もしております。

ただ、視点に置いていってほしいのは、今までと全然違った電力の、流通業界が変わってくると。そん中で、できるだけ固定費を安くする、コストを安くするという視点というのは絶えず持ち続けてもらわないかんと思いますし、そういった面では安定供給という環境も、これは国のほうでもそういった制度に向けて、電力システムの開発という、改革というようなことで、一つ一つ筋道を付けていってくださいますので、そういったことの視点においても、今後の対応もお願いをしておきたいというように思います。

それでは次の質問のほうに移りますけれども。

町のほうでは、四万十町は地球温暖化対策実行計画改定版の意見公募をされたようなふうですけれども、その中で、概要版の８ページを私も見せていただきましたが、その中に、当町の再生可能エネルギーへの取組として積極的導入という項目がございまして、再生可能エネルギーとしては太陽光発電システム及び木質バイオマスエネルギーの導入を重点的に進めるという一報がうたわれておりますが、今後の再生可能エネルギー。太陽光発電、バイオマスもそうですけれども、既にちょっと先進的に取り組まれております小水力発電の、これも課題を持っておるわけですが、そういった事例も、先進的な取組もされておるわけですが、そういったことを踏まえて、今後の再生可能エネルギーの利用促進。これをどういうように進めていくか。その具体策について、現時点で考えておることをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 再生可能エネルギーの利用促進についてというご質問で、お答えをさせていただきます。

議員のほうもご承知のように、このエネルギーにつきましては太陽光、風・水力、その他化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものというような定義がございまして、四万十町におきましてはご紹介いただきましたが、個人住宅での太陽光発電、それから太陽熱温水器が主流となっております。また、事業所でも太陽光発電、バイオマスボイラーなどが導入されているというところでございます。

そして、再生可能エネルギーとしまして、その他に水力発電や風力発電ということがございますが、町内にはなかなか適所が見つからず、現在に至っているところでございます。

再生可能エネルギーにつきましては四万十町で推進をしておるわけですが、どうしても自然状況、日照時間とかいうところによるところが多いということがございますの

で、これからどのようにエネルギーの活用を図っていくか。地域性、特性を生かして推進もしていきたいというふうに考えておるところでございます。

これまで、議員申されました地球温暖化実行計画とか環境基本計画で、一定の数値を持って推進してきております。その中で今、太陽光発電では、目標値の350を上回る473の設置というようなことで状況なっておりますが、今後も町内における再生可能エネルギー、支援を生かして、地域振興や地域の活性化につながっていくような対策をこれからも継続して講じていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 分かりました。

課長がおっしゃられるように、やはり地球温暖化対策実行計画の中の1項目という位置付けということでございますけれども、私はこの質問の趣旨と言いますか、中で位置付けたときには、地域でのエネルギーのやっぱり自給。これを一つ具体的な項目に取り上げて、具体的な計画。国のほうも今度はそういった計画、エネルギーミックスという言葉で表現されるようなことがされるわけですが、取組をされておりますし、また、県のほうでも新エネルギーの計画という、ビジョンということで今意見公募をされておるわけでございますので、それと連動する位置付けということも踏まえたことを、次期総合振興計画の中にそういった視点も持ち込んでもらいたいと、こういうように思います。

また、それに関連もしてくるわけですが、一つの新しい農業にちょっと絡んだ取組としまして、五番目の質問に入るわけですが、いわゆるソーラーシェアリングという片仮名の言葉ですけども、言葉がちよくちよく新聞等にも出てくるわけですが、特に農業新聞なんかには最近、特に自由化の報道も関連してでしょうけども、出てきておまして、これは御存じだと思いますけれども、農地をつぶして太陽光パネルを全面に設置するのではなくて、太陽光パネルでの発電と、それからその下と言いますか、で作物を生産をするという。農業もしながら発電をして、その売電益を、何を使って、安定した収入を得ていくというような事例が既に出てきておるわけですが、既に四万十町でも1haの太陽光発電を設置されて、その下で作物を作るという、そういう事例が、施設もほぼ完成をしておるようですけれども、そういった事例も踏まえて、これは営農型太陽光発電という表現もされてきておるわけですが、こういったことを、地元の事例も踏まえてですけども、どういうように考えておるのか。また今後、農業振興と

の関連、あるいはエネルギーの地域の自給との関係の中で、どのように考えていくのか、その考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 営農型太陽光発電をどのように考えておるかというご質問でございますが、議員のおっしゃられますように、この部分につきましては、農山村漁村再生エネルギー法に基づく太陽光発電のことございまして、これらにつきましては農林水産省が取り扱っておる事業であります。また、農地法によりましても、農地一時転用の許可が必要であるというふうになってきております。

先ほど、環境基本計画等で一定の数値を持って取り組んでおるというふうにご報告されてまいりましたが、営農型太陽光発電などを含めまして、いわゆる売電が主なメガソーラーと言われるものにつきましてはこの目標数値の中には入っておりません。ただし、それを全く否定するとかいうものではございませんので、これから地域特性とか農業関係併せまして推進もしていく必要もあると思います。

また、四万十川条例でありますとか景観計画。これらの絡みで、それぞれ届出の必要であつたりとかいうことも生じてきておりますので、それらを含めまして、関係機関とも一緒になって取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 理解をしました。

メガソーラー等は先ほどの回答の中に、数値としてはちょっと省けておるということでございます。

昨年の自給の質問の中でも、やっぱり今、地域の中では、大きいところではエネルギーの自給という位置付けの中で、メガソーラーも含めた電力の自給ということが、一つ長期レベルでは描いていかないかんけれども、何せ、固定価格買取制度が太陽光発電に突飛もない価格設定をしたということもあつて、利潤を追求するいろんな企業が太陽光発電を開始したということで、地域でもって非常にいろんな課題を醸しておるというのは承知をしております。

ただ、これについては、ついせんだって、県のほうも指針として、制約はないようだけれども、一定そこへの登録申請しておる業者に一定届出をするような内容の指導と言いますか、そういったこともされる、検討されるようすし、国のほうも、事前に行政のほうに対して、こういった登録業者の氏名なり、そういったことをデータとして公表すると

ということも言われておりますので、そういったことも視野に置いた中で、プラス面も決してなしにするのではなく、取り組んでいってほしいというように思っております。

営農型発電については四万十町で事例も出てくるわけですが、この結果を自分の非常に関心を持って見ていきたいですし、あえて大きい、そういったメガソーラー以上の取組だけでなく、小さい取組も全国の中では取り組まれているということで聞いておまして、一つの例を挙げてみますと、静岡県の兼業農家。これはブルーベリーとか果樹を作られている農家のようなわけですが、この方が市民出資型で営農型の太陽光発電に取り組まれて、これは昨年の10月から稼働しておるようでございますけれども、年間の総発電量が1万3,000kw、売電価格は1kw32円ということで、これから20年間保証で、年間45万円の収入ということのようではありますが、これに掛かった総工費が380万円。これを全額市民の出資金で賄ったということで、これに対しては、10年かけて年利1%で出資者に返還するというような事例もあって、既に起きておるということもあるようですので、やっぱり電力の関係は非常に新しい自治体の取組なり、あるいは個人、それから新たな合同会社であったり、そういった取組が非常に全国でたくさん取り組まれているようですので、是非そういった情報には今まで以上に聞き耳を立てていただいて、この地域での自立という位置付けの中から、大いに参考にしていってほしいというように思います。

国のほうは、これは触れましたけれども、エネルギーミックスという言葉で表現されますように、エネルギーを、原子力発電も含めてのようではありますが、2030年に再生可能エネルギーの導入水準を、現況12%前後のようではありますが、これを倍の24%ぐらいに持っていこうということで掲げておりますし、さらに先ほどもチラッと触れましたけれども、県のほうでも新エネルギービジョンということで、県のほうは再生エネルギーのことを新エネルギービジョンという言葉で表現しておるようでございますけれども、この自給率が現在11.8%を2020年には21.2%、そして2025年には30%と設定して、その中で基本方針としては、新エネルギーのさらなる導入促進。そして、新エネルギーを地域振興に生かすということを基本方針として取り組んでいくということが今、意見公募する形で取り組まれています。

そして、こういったやっぱり新しい動きを素早くキャッチもしながら進んでいく、この課題は進んでいってほしいわけですが、そういったことを踏まえて、エネルギーの地消地産について。これ、大きい課題かも知れませんが、現時点で考えるところがあれば、考えておることがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えをいたします。

エネルギーの地消地産についてのご質問でございますが、再生可能エネルギーはCO<sup>2</sup>の排出が少ないことから、環境に優しいというふうに言われております。近年、再生エネルギーとしまして、太陽光発電システム等が普及しておるところでございますが、町内におきましても一般家庭等に補助事業等を導入しまして、計画的に整備が進められてきたところではあります。

議員のおっしゃるように、エネルギーの地消地産ということでおきましては、それら太陽光発電等が普及してきますと、町内で消費される電力を町内でつくるという形でありましますので、そのエネルギー地消地産というところにつながってくることはもちろん間違いのないことであるというふうに考えております。いずれにしても、なかなか、これらを含めて推進していくということが必要でございますが、全体的な町内の地消地産の目標を持って進めるということになってきますと、なかなかつかみにくい部分もありますので、これらはこれからちょっと分かりやすく整理していくというような必要もあるというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） おっしゃるように、現時点では今のようなスタンスはやむないというように思うわけですが、ちょっとさっきも触れましたけれども、今まで電気というのは、私たちはやっぱり四国電力からしか買うことができなくて来たわけですが、これが一つ大きく4月からは、そのことも含めて、新電力も含めて、ほかの電力、電気を選択する自由が生まれてきたと。これは完全自由化の一つの位置付けになるわけですが、そういった事例、ことが、環境が整ってきましたし、まだその中で、だんだんと制約されておる。とは言っても、戦後長い間続いた大手電力による施設の占有なり、そういった課題等もまだまだ全部は取り払われておるわけではないわけですので、そういったことを考えると、いきなり来年からというようなことではないですが、総合振興計画というのは10年先を見据えた計画ということになりますので、10年はあつという間に、済んでしまえば、既に10年が来ましたんで、たつてしまいます。そういったことも、そういった中長期という位置付けになろうかも分かりませんが、視点の中にエネルギーの地消地産ということもしっかり捉えてほしいと、いってほしいというふうに思います。

特にこの中では、若干先進事例の報告もいたしましたけれども、結構、既に自治体でもいろいろやっぱり取組がされておるといいうのでございまして、去る2月2日は、先進エネルギー自治体サミット2016という取組が東京のほうでも開催されたという報道があつておりまして、その中の先進事例としては群馬県の中之条電力。ここは、中之条町が6割を出資して、耕作放棄地を活用した太陽光発電を設置して、役場とか公共施設の電力を賄っておるといような事例が、また、大きい取組としては、静岡県浜松市での浜松電力。これも市が絡んでおるようではございますけれども、そういった取組も出てきておるようでございますので、繰り返しになりますけれども、そういった事例の情報も、今まで以上に積極的に聞き耳を立てていただいて、県内企業、先ほどヒワサキさんの事例も出しましたけれども、やっぱり県内企業との連携も視野に置いた中で、エネルギーの地消地産を次期総合振興計画の重要テーマとして位置付けるということで捉えてもらいたいわけですが、この点について、町長のほうから一言だけ、何かがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

正に議員ご指摘のとおり、今、町のほうでも木質バイオマスのエネルギー、そういったものをにも取り組んでおるところでございまして、今、ちょっと私が質問通告の中で感じたのは、町としてもしっかりしたビジョンを持つということが大事やというふうに感じております。

様々、個々の、先ほど言いましたように、温暖化計画等はございますが、それが一つの手法であって、町としての、今日のご提案のとおり、町としてどういう考え方で、どういう目標を持ってやるかということが本当に大きなテーマだと思います。ですから、今後そういった今日のご提案に基づきまして、次期総合振興計画等にも触れて、やはり地消地産のエネルギーのまちづくりというのは私の大きな、重要課題として取り組ませていただきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） そういう位置付けの中で、是非リーダーシップを発揮していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、二つ目のテーマであります農業振興についてということで進めらせていただきたいと思います。

昨年、議員になって初めての一般質問で、町内学校給食における自給率を上げらせ

ていただいて、一定の回答もいただいたわけですが、品目、食品数の完全自給率ということで、それぞれ、平成21年度で40%、平成22年度で44%、平成23年度で41%。これは平成21年に開所をされた窪川学校給食センターの数字としてということで紹介いただきましたが、学校給食における地場産物を活用するのは、自給率の取組というのは食農教育の一環として重要であるとともに、地域における農業振興にもつなげていく、つながっていくという視点を提案させていただいた経過があるわけですが、今回はこのことを受けて農業振興。これは小さい農業の部分というところになるかも分かりませんが、そういった農業振興の視点から学校給食の質問を再度させていただくものでございます。

一番目、ちょっと時間の関係もありますので、まとめて答えていただいても結構ですけれども。

今、学校給食における生鮮野菜、肉、米の年間の使用量。それと、及び年間の食材としての購入金額。そして、そのうち地元産でどのぐらいの割合が使われているのか、どのぐらいの使用量、購入金額があるのかと。それと、それを踏まえて、自給率という視点で見るときに、どんな状況になっておるのか。最近の一番新しい数字で結構でございますので、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 四万十町での学校給食における年間使用量及び金額及び町内産の使用量の自給率と金額の比率ということでございます。

給食センターのほうで平成27年4月から平成28年2月までの集計でございますけれども、まず野菜の使用量ですけれども、3万1,141.1kgで、金額では1,153万7,354円となっております。そのうち町内の野菜の使用量ですけれども、1万1,452.7kg、自給率は36.8%。それで金額は411万5,873円で、比率は36%となっております。

次に肉の使用量ですけれども、8,140.6kg、金額では853万961円となっております、そのうち地元産の肉の使用量ですけれども、2,930kgで、自給率は36%。金額は286万9,256円で、比率は34%となっております。

続いて米ですけれども、米の使用量は1万9,761.2kgで、金額では619万2,423円。そのうち地元産の米の使用量ですけれども、1万9,611.2kgで、自給率では99%。金額では613万6,809円で、比率では99%というふうになっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ありがとうございます。

前回の質問のときは準備不足もあったかも知れませんが、食品数の換算ということで、数字としては先ほど紹介したような数字でしたけれども、今回は具体的なkg数、金額数を言っていただきまして、回答いただきました。

野菜で36.8%、自給率。重量ベース。これは金額ベースでは36%ということでありましたし、それぞれ、米はほぼ100%に近いということで、これについては、特に窪川の場合は学校給食への取組に非常に多くの年月を費やしてきたと。県下の中でも非常にある意味では遅い取組やったということもあって、検討委員会の中で、やっぱり米飯給食に絶対こだわっていかうという審議委員の意見等も踏まえて、それが反映されての結果やというように、非常にそういう捉え方をしております。

ただ、いろいろ課題はあるわけですが、私が質問の中でも、いわゆる一般的な指定野菜14品目。日常によく食される、食べられる野菜。それが学校給食の中では特に、通称言葉、ジャガ玉ニンジンという三つの品目が言われるわけですが、そういったことに視点を置いて、地元でできるだけ手当をしていく。それが一つの、やっぱり食農教育の、さらにもう一步進めた位置付けに関わってくるという、非常に大事な視点ではないかというような思いを持ちゅうわけですが。

そういった点でいきますと、重量ベース、金額ベースで36%というのは若干数値としては、もっともっと高い数字を、目標を掲げて目指してほしいなと。願わくばやっぱり75%以上。国のほうが50%を45%に下げるとか、自給率を、言われておりますけども、この地域はやっぱり食材の豊富な、農業を第1次産業とするという位置付けの中で、それを一つの産業の基盤として、第1次産業では農業と、それから林業ということで取り組んでおりますので、是非そういったことを現場の子どもたちの世界にもやっぱりしっかり反映をして、情報として、さらにそれを、野菜を給食の中で食してもらって、食農、また人との、地元の生産者との交流。地元学というところにもつなげていく一つの材料として、非常に有望と思っておりますので、是非自給率については今まで以上にこだわってほしいわけですが、自給率をそういった視点で高めていくという視点からの質問になるわけですが、具体策。今時点でお考えがあれば、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 自給率を高めていくための具体策ということでありまして、学校給食において地産地消を推算し、自給率を高めるための具体策といたしまして、まず一つ目に、食材の発注というものは地元の生産団体を優先して行うということ。それから二つ目に、栄養士は地元生産団体の生産見込み情報を参考に献立を作成するという。三つ目に、窪川・大正、それから十和の3地区統一献立を実施して、地元産の食材にこだわった献立とするということを今実施しております。

3地区の統一献立では、1年に4か月は四万十町の食べ物いっぱい入っちゃう日として、それからそのほかの月は、高知の食べ物がいっぱい入っちゃう日というのを実施して、地元産の食材にこだわった献立を立てて、自給率を高める工夫をしております。

しかし、地元食材でも、天候とか病虫害の被害によって、予想した野菜等が収穫できないという場合もございます、必要な量の野菜が供給できない場合等もありまして、自給率を高めるための課題もあります。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ありがとうございます。

この質問の背景には、実は36%、今の数字を高めていくためには、非常に細やかなやりぱり対応、生産者サイドと、ほんで学校当局もそうですし、また、それを担う、実務を担う現場のほうも、当初とは受ける組織体も違ってきちゅうわけですので、非常にそれを反映した多くの課題があると思うわけですが、それにはやっぱり関係する生産者、それから給食を行う事業体、そしてそこに関わる学校教育の担当者も含めて、細やかなやりぱり打合せをしていくということが大事やと思うわけですが、そういった取組について若干触れていただけたらと思いますが。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 給食センターでございますけれども、窪川、それから大正・十和というふうに、三つの給食センターがございますけれども、窪川地区はJAのみどり市の生産者団体のほうから情報をいただいて、供給していただけてますし、それから十和地区のほうは十和おかみさん市ということで、毎月連絡会を行っているという状態でございます。それから大正地区ですけれども、地元生産団体、ポテトクラブのみということで、今、ジャガイモ以外の生鮮野菜というのは地元商店のほうで購入している状態でございます、それぞれの給食センターのほうでそういう対応、生産団体の関係もありまし

て、ちょっと違ってきておりますけれども、そういう地元の生産団体と密にこれから連絡も今以上に取っていきまして、やっていきたいと思っております。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 是非よろしくをお願いをしたいと思います。

特に自給率を高める、生産現場サイドに直接関わる場所としては、町のほうとしては農林水産課になろうと思いますんで、是非横の連携を今まで以上に緊密に取っていただくということは念頭に置いてほしいと思います。

特に一つだけ、もう一つお伺いしたいわけですが、今、国のほうが第3次の食育基本計画、これを2016年度から実施をするということで、案がまとまったという報道がされておりましたけれども、これは国全体の中で、今まで文科省がこれ、管轄やったように、学校教育関係が関わっちゃったようなんですけれども。この管轄が、基本計画に基づいた食育推進事業にもなるようなんですけれども、この管轄が2016年から農水省に移管されるということで言われておまして、それを受けて、そしたら、地元でも、自分が投げ掛けてます課題を進めていくためには、今まで以上に農林課との連携、学校教育との連携。学校教育のほうが食育推進事業を逆に農林課へ移すみたいな、そんなことがあるのかどうか。それについて、今分かればお答えをいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長（岡澄子君） 今、古谷議員のほうからおっしゃられた、具体的に検討しておるという状況ではございません。以前に農林水産課と地消地産ということで、どういう取組ができるかということの話合いはした経緯はございますけれども、その後、ちょっとそういう話合いはできておりませんので、そこも含め、また行政の横の連絡というところも取っていきたいと考えております。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 分かりました。

特に大正・十和の情報は自分もそんなに持ち合わせないですけども、窪川地区に関しては一定、自分も農協の職員やったということもあって、今の状況も一定担当者にもちょっと聞かせてもらっています。

ただ、始めた当初はやっぱりみんな、それぞれの担当者も含めて、思いというものが結構比重を占めて動くわけなんですけれども、それぞれ異動があったり、担当の異動があったり、年がたつに従って、そういう思いというのは現場の担当者のところからは、ちょっと

やっぱり薄れていきがち傾向はどなたにもあると思いますので、是非そういったことをチェックと言いますか、学校給食の位置付けをしっかりと、絶えずインプットと言いますか、していく連携なり、そういったことを今まで以上によりしくお願いを申し上げておきたいと思います。

ちょっと時間がすっかりたってしまいましたけれども、あと二つ大きい項目を残して、非常に心配ですけれども。はしょった説明で結構でございますので、四番目の質問に移らせていただきます。平成28年産米の生産調整の対応ということで、一定去年の質問でも見込みなりを聞いておりますけれども、これについて現時点で、特にポイント。平成28年産米への生産調整対策、対応のポイントを中心にお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 生産調整への対応のポイントについてお答えします。

やはり飼料用米の作付けということを中心に考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 非常に簡単に答えていただきまして、ありがとうございました。

平成28年産米は、特にこの地域はやはり畜産も非常に盛んな、特に窪川地域になるわけですが、ということで、飼料米というのは全国の中でも先進的な取組で、実際の米豚であったり、ブランドも既に定着しておるし、また、ふるさと納税の返礼品の中にもそういった位置付けで流れてきておるように思いますので、是非そういった部分を今後も続けていってほしいというように思います。

ただ、生産調整の中では、もう一つだけお伺いしたいのは、去年は全国47都道府県の中で、11都道府県が未達成やったということで新聞にも大きく報道されて、国のほうも県のほうもこぞって四万十町、国は県を、高知県を非常にバッシングじゃないですけど、しておりますし、県はそれを受けてということになるでしょうけども、四万十町にも非常に圧力じゃないですけども、プレッシャーかかっておるというふうに思いますが、その点について一言簡単に触れていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 議員おっしゃいますとおり、高知県は未達成。そして全国ワースト4位ということで、本町は南国市に続いてワースト2位ということでありますので、町長に直接県のほうからお願いということでありまして、やはり主食用米を飼料用米

に置き換えてくださいという要望がありましたので、急きょ本町といたしましても生産者に向けてチラシなりをお配りさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） それも踏まえた情報も、一定自分も入手させていただいております。

この地域はいつの間にか、やっぱり生産調整の達成というのは、なかなか農家に受け入れてもらえない現実的な状況もあるということもございまして、自分は、そこを進めていくには、先ほどの小さな学校給食への取組の部分も一つあろうと思いますけれども、やはりお米の所得以上に所得の上がる、そういった農業形態の紹介。そういったことを農家にも投げ掛けをして、それに農家にもやっぱり応えてもらうというようなやりとりをして、また新しい農業形態をここにつくっていくということも非常に大事やというように考えますので、そういった視点も是非持ってほしいというように思います。

ちょっと時間のなかで、農業センサスの推移という問いを残しておりますが、これについて、とにかく肝のところだけしかすることができませんが、全体的な人口センサス、国勢調査などでも、1,400人余りが、この5年間で人口が少なくなったと。そういうことの背景も受けて、農家の経営に対しても、自分の中でも、その状況はもっと厳しい状況であろうというふうに推定もするわけですが、この点についてポイントだけ、よろしくをお願いします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 2015年センサスの概数であります。その結果を見ますれば、200万円未満の方が921戸と、全体が1,285戸でありますので、200万円未満が71.7%を占めておりまして、減少についても166戸減少しているということで、この部分が一番多いところになっているというところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） もう少し時間があれば、全体的な推移のところもお聞きしたかったわけですが、やはり次世代型園芸ハウスの開設であったり、それからそのほかの施設園芸等もあったり、そういった、非常にこの地域でも国が進める強い農業に該当する農業形態も、非常に県下の中でもひととき数多くあるように、そんな数字も出てきておる

ようでございますが、ただ、やっぱり地域全体を考えたときには、先ほど200万円未満の方が70何%を占める、そういったやっぱり現実もしっかり見据えた中で、そういった方たちの農業所得が上がるようなきめ細やかな施策というのが必要やというように思いますので、是非これも第2次総合振興計画の中で、そういった視点も、データも使いながら、しっかり受け止めていただいて、是非きめ細やかな農業施策を策定していただくことをお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで3番古谷幹夫君の一般質問を終わります。

ただいまから10時45分まで休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番西原真衣君の一般質問を許可します。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 質問通告に従いまして、今から16番西原真衣の一般質問を始めさせていただきますと思います。

まず、二つの質問を用意しております。前半がシルバー人材センター事業について、後半が教育委員会制度についてであります。30分、30分を予定しておりますので、なるべく、簡潔明瞭な質問をしますので、簡潔明瞭な答弁を期待いたします。

まず最初、シルバー人材センターについて。シルバー人材センターは一般社団法人でありまして、これは町の事業ではないとはっきり町に判断されております。このシルバー人材センターに毎年拠出されています補助金の種類と、その法的根拠をまず聞きます。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

四万十町シルバー人材センターに対します補助金につきましては、シルバー人材センターの運営費に係る補助金であります。シルバー人材センター事務局の人件費、事務経費に対する補助金となっております。

法的根拠につきましては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条に基づきます国の高年齢者就業機会確保事業に対して、四万十町福祉活動推進事業費補助金交付要綱に基づきまして補助しているものでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 今の説明で、町からの補助金と国からの補助金が、2種類あるということが分かりました。

それで、国の補助金なんですが、高齢者の確保の促進、ちょっと間違ってるかもしれませんが、高齢者の雇用の安定に関する法律に基づいて出されている補助金の金額。そして、四万十町の場合はシルバー人材センター事業補助金という名称ではなくて、地域福祉活動推進事業費補助金という名称であるということが分かりました。それぞれ、国の補助金がいくらであるか、そして地域福祉活動推進事業費補助金から出ている補助金がいくらであるか。総額いくらであるか。

それと、地域福祉活動推進事業費補助要綱に基づいて出されている補助金の交付団体名を、金額の多い順番に言ってください。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） まず、補助金の額についてでございますが、国が550万円、町が550万円となっております。

次に、地域福祉活動推進補助要綱に基づきます補助金についてでございますが、多い順には、社会福祉協議会。金額もですか。すみません。社会福祉協議会、社協に、まず社会福祉協議会福祉活動費補助金として3,695万円、もう一つ、社会福祉協議会に社会福祉センター管理運営費補助金として599万2,000円。民生委員協議会活動費補助金として1,758万7,000円。シルバー人材センターに550万円。老人クラブのほうに213万5,000円というふうに、主なものとなっております。

このほかに、四万十町障害者連盟活動補助金でありますとか、各地区慰霊祭の補助金、高幡保護士会補助金、ボランティア活動福祉補助金などがございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 国、これは厚生労働省であると思います。これから出ている補助金が550万円。そして、地域活動、地域福祉活動推進事業費補助要綱に基づいて町が出している補助金が550万円。さらに金額の多い補助金が、補助交付団体が社会福祉協議会であるということが分かりました。

ここでお聞きしたいことがあります。補助金には2種類あるということを最近知りました。予算補助と法律補助というふうに言われて分類されているものであります。それぞれ

の補助金の種類、性質について説明していただき、なおかつ、このシルバー人材センターに出されている国の補助金と町の補助金が法律補助であるのか予算補助であるのかを明確に聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 法律補助と予算補助の違いについて、私のほうから説明させていただきたいと思います。

法律補助と予算補助は、補助金の交付の根拠による分類でありまして、その交付の根拠が法律に基づくものを法律補助と言いまして、一方、法律に基づかないで、予算のみによるものを予算補助というふうに分類をされております。このように、法律補助とは、国が補助金を交付することについて根拠法令のあるものを言うわけですが、その規定によりまして、国が補助することを義務付けているものと、単に補助することができる旨、規定されているのに過ぎないものというものがあります。法律補助以外の補助金は全て予算補助に属するものでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 分かりました。法律補助というのは、法律に基づいて、補助金を出さなくてはならないと義務付けられている補助金。そして、なおかつ予算補助とは、補助交付要綱によって、出すことができると位置付けられている補助金であるということが分かりました。

そこで、シルバー人材センターに出されている2種類の補助金、国から、町から。これが、出さなくてはならない補助金である予算補助であるのか、法令に基づいて、出すことを義務付けられている補助金であるのか、補助交付要綱に基づいて、出すことができる補助金であるのかを明確に聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

補助金要綱に基づいて拠出できる補助金と認識をしております。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 私なりにこの2種類の補助金、厚生労働省から出ている、高齢者の雇用の促進に関する法律に基づいて出されている補助金、これは出すことができる補助金。そして町の地域福祉活動推進事業費補助要綱について出されている補助金、これも出

することができる補助金であるということが分かりました。

ところで、私の知ってる限りでは、国の補助金は町の補助金を出すことを前提に、これを条件に出されている補助金であるということを私は知りましたが、これに間違いはないんでしょうか、課長。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えいたします。

先ほどのことにつきましては、厚生労働省職業安定局から出されております高齢者就業機会確保事業執行方針の中で、「シルバー補助金は地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、国庫補助、対象経費の2分の1の額、かつ国の予算範囲内において交付することを基本とする」というところが記されております。

以上です。

（16番西原眞衣君「それでは、この」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） 16番、許可を受けてください。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは、この補助金を町が出すという判断がまずあって、それに基づいて国は補助を出すというふうに、そういう手続があるというふうに理解してよろしいですか。分かりました。

それでは、町がシルバー人材センターに毎年550万円の補助金を出している判断について聞きたいと思います。まず、これは予算補助でありますので、できる補助でありますので、補助交付要綱というものに基づいて出されていると思います。この550万円の補助金は、どのようにしてこの金額が決まっていますか。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 550万円につきましては、シルバーの事務局の人件費、それから事務局経費等を勘案しまして決まっております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 勘案しますというのは非常にあいまいな答弁でありまして、よく分かりません。

それで私が調べたことに基づいて、それに間違いがないかどうかの確認を取りたいと思います。

まず、先ほど課長が言いましたように、高知労働局から出されました通知。これを私は

情報公開請求によって手元に入手しておりました。その中に、国庫補助金所要額調書というものがあります。そこにシルバー人材センターの方が記入した、積算した人件費、運営費が計上されておりました。そして、その必要額の2分の1が補助対象であるという規定もありました。これが予算補助の概要であります。

そこで上がってくる補助金が550万円であるので、同額の補助金、町の補助金550万円が決定されたというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 結構でございます。

16番（西原眞衣君） 分かりました。それでは、先ほどのシルバー人材センターの方によって積算された必要額。これは私が持っております国庫補助金所要額調書というものにあります。この中に、かつてシルバー人材センターは回覧板で、あるいは広報で、あるいは新聞折り込みで公募をしました。事務局長、次長。そして今回、新年号の広報におきましては、事務職員の公募もいたしました。皆さんの記憶に新しいところであります。これらの三つのポストの方々の月額報酬とか、賞与とか、そういうものが記載されたことは一切ございません。ところが、この国庫補助金所要額調書には、必要経費としてシルバー人材センターによって記入された3人の方々の月額報酬、賞与、そして福利厚生費、全てが書き込まれていました。必要経費であるからです。私はこれを健康福祉課から情報公開請求によって、公文書として入手しました。ですから、これは、この町が既に住民に公開しているものであります。その認識に基づいて、今から、事務局長、次長、事務職員の方々の月額報酬、賞与及び福利厚生費についてお伺いしたいと思います。）

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

既に情報公開されている数字もございますけれども、平成27年度の予算に基づいてお答えをさせていただきます。

給与、賞与別でございますでしょうか。まず、給与についてですけれども、事務局長についてですが、給料については年間178万円。

（16番西原眞衣君「議長。私は月額報酬を聞きました。月額報酬をおっしゃっていただきたい」と呼ぶ）

予算的には、14万7,656円ないし14万9,063円。14万7,656円につきましては3か月分。14万9,063円につきましては、9か月分となっております。

次に、事務局員でございますけれども、1名につきましては12万2,500円、1名につきましては12万1,875円となっております。

次に。

(16番西原眞衣君「事務職員。賞与」と呼ぶ)

賞与です。賞与につきましては、事務局長が59万102円、事務局員1名につきましては50万3,650円、もう1名につきましては37万3,242円となっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 私は法定福利費についてもお伺いいたしました。それから退職金の積立額、これもあるはずです。月額いくらかを答えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 社会保険料の合計でよろしいでしょうか。社会保険料3名分につきましては132万5,319円となっております。それと、中退共、退職金の掛け金がございます、それは3人分で年間108万円となっております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 退職金積立金が月額、一人当たり3万円ということでありますね。そして、法定福利費もしっかり支払われているということでありますね。分かりました。

ところで、次にお伺いしたいのは、このシルバー人材センターの事務局長と次長のポストであります、これは多くの方が目撃しているところであります。これは歴代、役場退職者の方によって占められていませんでしたか。その事実を聞きます。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうからお答えしたいと思いますが、ご質問の内容につきましては、私が知っている限り、役場のOBの方が局長を務められております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 私は新年号の広報で、シルバー人材センターが事務局長と事務職員を公募しておりましたので、私の知り合いも事務局長に実は応募しておりました。そんなこともあって、電話して聞きました。そのときのやりとりについて、ここにお知らせしたいと思います。

まず、行政経験が要りますか。今の事務局長の方が要りませんと答えられました。それ

から、公会計の素養が要りますか。公益法人ですのでね。これも要りませんと答えられました。年齢の上限・下限についてもお聞きしました。チラシにない、記載されてる内容にはそれがなかったので聞きました。特に明記していないが、定年年齢を上限として考えると、局長は67歳以下、職員は59歳以下が望ましいというような回答が返ってまいりました。行政経験が要らないということを確認済みでした。ですから、それを私は知り合いの応募者にも伝えたいきさつがございます。

ところが、また今回も役場退職者の方が就任されたと聞いています。行政経験が要らないにもかかわらず、公会計の素養が要らないにもかかわらずであります。これに関して、どのようなお考えをお持ちかを聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議員ご指摘のように、今回の職員の応募については本町の広報1月号に載っていたところであります。

あくまでもシルバー人材センターといいますのは公益法人でありまして、役場とは独立をした機関であります。そこが最終的に人事、職員の採用をしております。シルバー人材センターにおきましては、理事会という形を取って職員を採用をしているところであります。あくまでもシルバーの判断で採用をしておりますので、役場のOBと言えども、何ら問題は無いというふうに考えているところであります。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それは私が本会議でシルバー人材センターの人事について質問をするたびに得られました答弁内容であります。

そこでお伺いしたいことがあります。四万十町の補助金の、出すという判断があるので、厚生労働省が補助金を出しているということでもあります。それはまず最初に確認いたしました。補助金交付要綱というものを作成してるのは四万十町。つまりは首長であります。これは予算補助であり、町の判断で法律に基づかない、義務付けられていない、町の判断で出される予算補助であります。ですから、補助金交付要綱の中に、町長の公約、若者支援、若者定住、それに資する、それと、そうですね、その考え方や足並みをそろえる方針。つまり、公務員退職者をそこにあえて選ばない。若い世代、この町の子育て中の若い世代に、行政経験要らないんですから、その職を提供するということで公約の一端を担いたいと町長が補助金交付要綱に書くことは、シルバー人材センターの人事権への介入とは全くの別問題であると私は認識します。それについての見解を聞かせていただきたい。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 確かに町のほうから550万円の補助を行っておりますが、これはあくまでも四万十町シルバー人材センターの定款の中に、センターの事務を処理するために事務局を置き、事務局には事務局長、その他所要の職員を置くということになっております。その任命については理事長が行うということになっておりますので、町としては人事の介入ということになります。行政は中立性ということが大事でありますので、議員の見解と我々の見解は違いがあります。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 私は今の副町長の答弁は、非常に基本的な勘違いに基づいていると考えます。なぜなら、シルバー人材センターのことを聞いておりません。この地域福祉活動推進事業費補助要綱のことを聞いております。社協に一番多額の補助金が交付されている補助要綱のことです。

その補助要綱の中に、シルバー人材センター補助要綱を別に作ることもできます。その要綱の中に、町長の施政方針、公約を打ち込むことが可能であって、それはシルバー人材センターの定款上の規定とは全くの関係のないことであると言っているのです、そこ、基本認識が違います。シルバー人材センターへの人事権への介入ではありません。これは町長がその方針において執行できる補助要綱の、つまり補助金を出すための要件設定に関わる問題であります。森副町長にはその基本的な認識の錯誤がありませんか。私はそれは錯誤であると思います。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） そもそも補助金要綱というのは、補助対象者、補助金の補助基準、交付の条件、その他補助金の返還等を定めるものでありまして、役場職員の雇用を禁止する条項であるとか、若者支援にその人件費を充当する、そういう条項を定めるものではないというふうに認識をしているところであります。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 私は予算補助に関して、いろいろ調べました。

まず財務省所管でありました。財務省に電話して、問合せをかけました。これは昭和20何年、非常に昔できました補助金等の予算の執行の適正化に関する法律、これのみが根拠法であります。これのみを根拠法として、根拠法として、省令で、それまでバラバラであった補助要綱。各省庁に膨大な補助要綱がありました。皆さん、御存じですよ。補助

金がばらまかれていた時代のことです。

それではいけないということで各省庁に補助要綱というものを構えてから補助金を出せと、全て予算補助、できるの補助です。そして、その補助要綱の中に、その補助金を出す要件設定を明確に書き込めということが昭和21年に打ち出されております。この財務省の認識と副町長の認識には、非常なずれがあります。町が町の補助要綱に、町の方針を打ち込み、それを要件設定に書き込むことと、役場退職者を雇わないとか、そういうさまつなことは関係がありません。私は役場退職者の雇用だなどと、再雇用だなどと言っておりません。それが今まで連綿と続いてきたこのありさまに対して、明確な方針を補助要綱の中に打ち出す権限が首長にはあり、それを実行していただきたいし、実行することに何の法的な問題はないと言っているのみです。ここに何か法的に問題があれば、指摘していただきたい。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからお答えを申し上げます。

シルバー人材センターへの公的資金の投入というのは、あくまで定年退職者や高齢者の就業の機会の確保、そして、所得の確保というのが一番の目的であるのは、議員もご承知のとおりだと思います。

私も、せんだっての議会でもご報告をさせていただきました。全く、結果的に役場の退職者であったり、そうでなかったりする場合があるというふうには想定をしております。

今回の、今の西原議員の質問を聞かせていただきましたが、昨日も申し上げましたように、やはり本来でしたらシルバー人材センターの言えは事業活動、そして、そういった成果を問うものが基本的に一般質問であるというふうに自分自身は考えておったところでございますが、ちょっとその質問の趣旨が、ちょっと本来の一般質問からは少し私自身は離れておるかなというふうに感じる中で、是非議員にもこういった、自分自身はですよ、そういった役場の職員であろうがなかろうが、まして私の公約。この町に若者が残っていく一つの手だてとしては、十分な位置付けのある組織だとは考えておるところでございます。ただ単に、シルバー人材センターだとかいうこと、今回のお話がありますけれども、それはあくまで全体の企業、事業所を想定したものでございまして、是非その辺は広くご理解をいただいて、今回の、私は誰が就任したかはちょっと詳細を把握しておりませんが、そういった組織の独立性、そして町の行政組織、言えは立場、位置付けというのを今一度ご検討させていただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 私の先ほどの、そうすることに何ら法的な問題はないと考えるっていうことに対する回答は得られておりません。私は全体的な位置付けの一部であるシルバー人材センターのことを聞いているだけであって、全体を無視しているわけではありません。だから、それは町長の姿勢を聞いているんであって、本気で若者支援をしたいと思うのであれば、手を付けれるところは手を付けるのであるのではないかな。まずそれをやるべき。そこをなぜやらないのかが、私には理解できないので聞いています。

続けて聞きます。事務事業についてとおっしゃいますけど、私は公文書を得ました。先ほど、山本課長に答弁してもらった職員の給料も全て公文書です。なぜか。町が補助金を出しているからです。町が補助金を出すことを前提に、厚労省が補助金を出しているからであります。合計1,100万円の補助金。人件費は1,000万円弱。ですよ、山本課長。

（健康福祉課長山本康雄君「そうです」と呼ぶ）

1,200万円の補助金の1,000万円弱が人件費なんです。これ、もともと全部税金です。その税金が、1,000万円近い税金が、この役場の退職者に、事務局長、次長に連綿と支払われてきたという事実をどうお考えになるかということでもあります。この町の若者の、子育て中の普通の方々の所得について御存じですか。

私はかつて、公務員給与は民間に準じて決められるという答弁を傍聴者の時代から聞き続けてきたので、この町の民間所得を調べてみました。税務課の課税調べです。そこにこの資料があります。この町の一般的な民間の方の、例えば20代、30代、40代の方の所得を御存じですか。それを知っていながら、なおかつ公務員退職者の方を990万円、1,000万円近い補助金をその方たちの人件費に充てるということを聞いているんです。それで若者支援、若者定住って言うのはおかしくないですかって聞いているんです。まずこの町の20代、30代、40代の方の所得に関して、何かの知見がこの町にあれば、聞かせていただきたい。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからお答えを申し上げます。

先ほど一つの、シルバー人材センターに雇われる職員が町職員であるというふうに指摘をされました。私としては、先ほども申し上げましたように、シルバー人材センターは一つの独立組織でございまして、私たちが介入すべきものではないというふうに自分自身は考えておるのは、今も同じ考え方でございます。

その中で、補助金の交付要綱の中にということでご意見ございましたが、交付要綱というのは、あくまでその事業目的に沿った、一つの町の条件付けというような位置付けでございますので、私自身は相手と言いますか、それぞれの法人に対しての人事権に介入するような、記載する補助金交付要綱は適当でないという考え方でございますので、それは町の全体の中で、各事業所の皆さん方に若者雇用、これ、大きな課題でございますので、せんだっての、昨日の議会でもお答えしましたように、こういった人材育成をやる中で、そういった企業のトップの皆さん方、また、関係者の皆さん方がそういう流れになっていくということも、また私の立ち位置として、また責任として、そういった事業者の方をお願いしていくということでご理解を賜りたいというように思います。

○議長（橋本保君） 西原議員。質問の前に。傍聴者の方は着席をして傍聴をしてください。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 先ほどから、町長からも副町長からも、補助金交付要綱の中に人事権に関することを書くべきではないというふうなことが言われていますけど、私はそれは全く違うと思います。つまり、補助金交付の目的は、高齢者の就業機会の確保であります。その高齢者とは役場退職者のことではありません。会員のことであります。

この方々は大変、多分そうですね、私が知ってる方も何人かいますが、豊かな階層の方には見えません、正直申し上げて。所得をふんだんに持ってて、趣味で、生きがい対策でシルバー人材センターの会員になっているようには見えません。この方々のために1,100万円のうちの900万円が充当されるのであれば、私はこんなことは言いません。その990万円の税金が役場退職者の方の人件費になっているから言っているんです。つまり、交付要綱、補助金の、補助金交付の設置目的にかなう税の使われ方と言えるかということを知っているんです。

四万十町民間給与、私が調べました。年代層は分かりません、課税調書ですから。ただ、年間所得と、給与所得であるか、自営所得であるか、そういう所得区分は分かりません。農業所得。私はあえて給与所得同士を比べたいと思って、給与所得だけ選びました。月額報酬11万6,000円。この階層がこの町には2,300人います。その給料で、どうやって子どもを大学に行かそう、どうやって家を建てよう、頭を抱えている若い世代がいっぱいあります。どうして1,200万円中の900万円の税金を、その方々の報酬に振り替えることができないんですかと言っているんです。

そして、私がこれは調べました。間違いがあるかもしれません。間違いがあれば指摘してください。役場退職者、61歳から64歳まで。今は厚生年金に統一されたそうですが、共済年金の特別報酬比例部分。ネットにありました、自動計算ソフトが。それで調べました。申し上げます。間違っていれば指摘してください。61歳から64歳までの役場退職者の方の、つまり満額受け取る以前の、シルバーに行かれています方ですよね。役場退職者、61歳から64歳までの年金の、共済年金の特別報酬比例部分。18歳で採用されて、60歳で退職したと仮定します。申し上げます。月額17万3,418円です。間違っていれば指摘してください。65歳からは23万8,960円です。国民年金の方と比べてみてください。月額報酬11万円で、この町で生計を立ててる方と比べてみてください。この格差をどう捉えますか。この格差は放置できますか。税金を、この町の将来を担う方々に振り替えるべきではないかと言っているんです。

○議長（橋本保君） 西原議員に申し上げます。

人材センターの補助要綱に、この交付要綱の中に条件設定ができないかという質問だと思いますので、それは答弁が既に出ておりますので。できないという町の見解が出されております。そのことについては一定理解をして、次の質問。今言う人材センターの中で、役場の職員と、それから若者雇用の問題とはまた別に、切り離して、前へ進めていただかないと、時間もなくなってしまう。補助要綱の中に要件設定ができないかという質問ですので、それはできないという、既に答えが出ておりますので、そのことと、それから若者雇用との問題はやっぱり切り離して考えていかないといけないと思います。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 切り離して考えなくてはいけないとは私は思っていないので聞いているんです。

それでは最後に、もう一つありますのでお聞きします。

これは非常に法的な認識なんですね。ここんところをきちっと押さえていないと、全てが狂ってくる。補助要綱の中に、要件設定の中に人事に関する姿勢、町の方針を要件設定の中に打ち出すことは、これは法律違反でも何でもありません。それを人事権への介入というふうに捉えていることは、私はおかしいと思います。最後にこれについて聞きます。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 法的に規制がないというのは、首長の裁量権の範囲というふうに捉えておりまして、私としては記入する意思はございません。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 中尾町長の姿勢がよく分かったところで、次の教育委員会についてに移りたいと思います。

これも質問通告に従いまして、順番に聞いていきます。

まず、教育委員会というのは、一般的に独立行政委員会と言われていますが、この独立行政委員会についての説明を聞きます。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをいたします。

独立行政委員会。これは内閣、国のほうで主に使われておる言葉ではなかろうかと思えますので、私、行政委員会ということで答弁をさせていただきます。

（16番西原眞衣君「委員会といいましたよ」と呼ぶ）

独立というふうに言われましたね。

（16番西原眞衣君「独立行政委員会。行政法人と言っておりません。独立行政委員会と言いました」と呼ぶ）

行政委員会につきましては、国や地方公共団体の一般行政部門に属する行政庁でありまして、教育委員会など複数の委員によって構成される合議制の形態を取り、かつ母体となる行政部門からある程度独立した形で、その所管する特定の行政権を行使する地位を認められているものと捉えております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 一般行政からはある一定の独立性が保たれている合議体を独立行政委員会と呼ぶということが分かりました。

それでは、一定の独立性とは内容的に、具体的にどのようなことでしょうか。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをいたします。

こういうことにつきましては教育委員会ということになるかと思いますので、それを交えて答弁をさせていただきます。

教育委員会、これにつきましては、教育の政治的中立性を保持いたしまして、学校教育や生涯学習等の振興を図るために設置されておるものでございます。首長部局より独立した行政委員会ということになっておるわけでございます。

教育委員会の権限に属する事務については教育委員会の会議によって処理することとな

っており、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針等について審議をし、決定をしておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 分かりました。政治的な中立性の担保が目的であるということが分かりました。それで独立行政委員会となっているわけですね、教育委員会というのは。

独立性があるからには、教育委員の会議、教育委員会議、教育委員会、この町では定例会と呼ばれておりますが、それは教育委員5人の合議体であるということですよね。それで教育長も教育委員の1人であられると。

そこで、この教育委員の定例会というものがどのような形で開催され、そして会議が公開されているのか、議事録がどうなっているのか、それについて伺いたいと思います。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 会議につきましては、定例会、臨時委員会ということであるわけでございます。

先ほど議員申されたとおり、教育委員会は教育長及び4人の委員による合議制の機関となっておりまして、会議のほうも先ほど言ったとおり、行われておるわけでございます。

会議の招集は、告示もいたしまして、教育委員長、今、新制度になっておりますので、実際、教育長ということになっておりますが、経過措置ということで、教育委員長のほうで召集をかけさせていただいて、会議のほうを召集しておるわけでございます。

そういった中において、会議ということにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがあるわけでございます。その中で、教育委員会、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないということになっておるわけでございます。

会議内容については、そのときに皆さんの合議によって、また説明もして、また判断をしていただく、決定もしていただくというような内容になっております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 同じく、私の手元にも、さっき教育長が言われました地方教育行政組織と運営に関する法律に関するメモ書きがあります。

これに関して、私は文部科学省の教育委員会係、ヒラタさんという方に問合せをかけました。第14条、教育委員会会議は原則公開。ただし、人事に関することは非公開にでき

る。これはヒラタさんの解釈です。書かれてはおりません。原則公開であるので、非公開時には積極的に理由を説明する必要はないが、理由を聞かれたら答える義務があるということであります。原則非公開であるので、公開であるので、非公開時には理由が要る、説明が要るということですね。それを事前に公開する必要まではない。ただし、何で非公開ですかと聞かれたら、それには答える義務がある。それが原則公開ということの意味ですね。これは、この辺の認識はよろしいでしょうか、教育長。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 議員申されるとおりでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは、私は今まで教育委員会の定例会の傍聴に行きまして、非公開で傍聴できなかった案件があります。1回は違います。そうですね、人事承認をしているので、議決しているので、その教育委員の方々がそれぞれどのような審議をしているのかを知る必要があると思って、定例会の傍聴にいつとき行っておりました。傍聴できました。人事に関することは外に出なくてはいけませんでした。

人事というのは、ここで、すみません、ちょっと元に戻りますけど。人事に関することは非公開にできるとあるので、人事とはどのようなことですかということを、文科省のヒラタさんっていう方に追加で質問しました。人事とは、教職員の異動、採用、教職員の任命、処分、異動が主な対象であるという回答を得ました。教職員の任命、採用、異動が、これを人事案件と呼ばれているということですね。これが人事案件の主な対象であると。

それで教職員の方の名前が出てくる。採用、異動、これは基本的に、教職員の異動の結果は新聞で公表されてますけどね。それにまつわる、それに至るまでの過程ですから、非公開であると。それは一定理解できます。けれども、最近私は傍聴に行きました。ですが、これはやっぱり人事案件だからといって、非公開になった案件がありました。

そこで私は、私一人ではありません。傍聴を誘った方も一緒に、なぜ非公開ですかという説明を伺いに教育長室に行きました。実は副町長室にも行きました。けれども、納得のいく回答が得られませんでしたので、この場を借りてお聞きしたいと思います。そんときの教育委員会の定例会の会議次第が手元にあります。これも情報公開制度によって入手いたしました。実に情報公開は大事な制度です。知ることがなければ、疑問を持ち、参加することができないのであります。これは民主主義というものを機能さすための、非常に大事な制度です。私はこれがあるので、この会議次第を入手できました。

私は何のために傍聴に行ったかといいますと、[REDACTED]ので、途中まで公募にするというお話を伺ってました、副町長から。でも、前段の、前回の教育委員会で公募にしない。それも傍聴に行きましたから。基準がないので非公開にしたい。選任にするということを聞きました。

それで私はやはり疑問に思いました。私はこのことも本会議で言っております。教育長も教育委員長も本会議に出席しております。私は教育研究所の人事も、やはり歴任教職員の方で、退職者の方であるということも確認をしております。岡次長がそういうふうに認められました。だから、これも公務員退職者の再雇用という問題ですから、公募にして、若い世代をこういう人事に充当すべきではないかと言いました。そのときの中尾町長の答弁が、記憶に違いがあれば指摘していただきたいんですが、公務員退職者だからといって、優秀な人間は排除できないというものでありましたので、[REDACTED]。理由があります。ここでは申し上げません。いや、理由言いましょう。理由を言わないと説得力がないです。理由を言います。

○議長（橋本保君） 西原議員、ちょっと待ってください。

（教育長川上哲男君「反問権」と呼ぶ）

教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 反問権を行使させていただきたいと思います。

私のほうから、まず先ほどの、議員のほうから質問のほうがございましたけれども、教育研究所の所長のことについてのお話が出てこようとしております。このことにつきましては、先ほど議員のほうから、ある方を推薦という言葉が出てまいったわけでございます。それとも関連がございますので、あえて反問権を使わせていただきます。

教育研究所の所長。これ、非常に熱心に教育行政の中でも教育研究所、本当に役割を果たしておる。支援とか研究、調査、そういったことで町の役割、町のほうの教育機関として非常に大切な役割を果たしておりまして、その中で所長のほうも大切な役割を担っておったわけでございます。

しかし、先ほどちょっとお聞きする中では、ある方を推薦という言葉が出てまいりました。これは2月17日、ちょうど1か月前になりますが、私、教育委員宛てに文書が届いております。その中にも、ある方を推薦という項目が出ておるわけでございますが、私、これ、どうかなと思っております。副町長のほうにもメールも届いております。その中には、職員採用に関して、名前の記載はございません。けれども、特定の方を推薦する旨の

記述が出ておるわけでございます。これはどういったことでしょうか。まずそういったところをお聞きしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 反問権を使っていただいて、誠にありがたいと存じます。私の意図が明確に説明できる機会が与えられました。

私は今、四万十町議会議員政治倫理条例というものを使って、議員の地位を利用した就職のあっせん等は行ってはならないということは存じ上げております。ですから、私はこれはあっせんとは思いませんし、そのために副町長室に行きました。

私はそのときに現所長の退任の意向は知りませんでした。だから新しい所長を決める必要があるということも知りませんでした。ただ、公務員退職者を嘱託職員として再雇用するのは、若者支援、若者定住とは相反する姿勢であると心の底から思っていたので、ですから、[REDACTED] はっきり申し上げます

ここにファイル基準表がありません。つまり、公文書目録がありません。ですから、私は岡次長に、ファイル基準表に代わるものはないかと聞きに行くと、簿冊管理表があるという回答を得たので、簿冊管理表を情報公開請求いたしました。3週間たっても開示通知が来ないので、電話しました。どうして、それ、開示してもらえるんですか。岡次長の答えはこうでした。所長に、現所長であります、提出が、現所長から上がってきていますが、とても外部に出せるようなものではなかったなので、今、研究員に書き直しを命じています。研究員が夏休みを取っているので、もう少し待ってください。岡次長、私とあなたの間の、これ、電話での会話です。これに間違いありませんか。私は、間違いありませんか。ちょっと待ってください。これは、私はこのやりとりがあったんで、ちょっと待ってください。反問権の、私の意見は、まだ終わっていない。このやりとり、私はだから、事業の内容を調べようとしたんですよ。教育研究所はどういうことをやっているのか。だから、どういう公文書があるかを総務に聞きに行ったら、ファイル基準表がないというので。

○議長（橋本保君） 16番議員。これ、倫理条例に抵触する可能性もあります。この話については。

（16番西原眞衣君「ちょっと待ってください。倫理条例に抵触するかどうかは別問題であります。ちょっと待ってください。待ってください。ですからね、ですからね」と呼ぶ）





で、その点、まず申し上げておきたいと思います。

その後にご質問をいただいておりますので、そのことについてお答えをさせていただきます。

研究所の所長の選任ということでございまして、これは議員のほうも傍聴のほうに来られておって、その内容はよく御存じかと思っておるところでございます。そのことについては、まず平成28年の2月定例教育委員会、2月8日の月曜日の9時、東庁舎、町民活動支援室のほうで行っております。その中で、協議事項で、四万十町教育研究所長、教育相談員の公募及び選任について、傍聴に来られておりましたので、内容のことについては御存じかと思えますけれども、なお私のほうから申し上げますと、今回の選任につきまして、2月定例教育委員会のほうで教育委員の皆様方とともに協議をいたしまして、その中で、教育委員会ではタイトなスケジュールについて、今回は教育委員会で所長を選任することになったわけでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 私は選任の基準を聞いたのであって、それに対する回答は得られておりません。タイトなスケジュールであるので選任にしたということは、基準の説明にはなっていないと思います。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをいたします。

基準というところにつきましては、まだそういったもの、確かに基準的なところはございません。

しかしながら、私は議員に申し上げたこと、議員も覚えておるかと思えます。また後で確認もしたいと思いますけれども、今回の選任に関しましては、四万十町内の小中学校の現状が分かっており、教育研究所について、一定職務内容等を理解をしておって、教育研究所としての機能を充実させることができる人。そういったことを念頭に、今回の選任をするということで行っておるわけでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは、ここで会議次第がありますが、教育研究所の所長の選任が審議された3月3日の教育委員会定例会におきまして、明記はされていないが、文章化されてはいないが、今教育長が言われたような選任の基準に基づいて人を選ぶ過程を

我々一般住民に公開し、公教育を担う、一端を担う方々の資質と能力ですよね、経験も含めて、それを教育委員会、一番最初に聞きました。教育委員会とは、教育委員、教育行政の執行方針を担う合議体。執行方針を決める合議体であります。そこがどういう方々を、どういう経歴、資質、能力を査定して、この町の公教育を担う一端の方を選任するのかな、今言われた基準を展開している場を我々に公開してはいけない理由は逆にないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをいたします。

会議につきましては、これは国のほうからも示されておりますが、公開をすることになっておるわけでございます。

そういった中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがございます。これは本当に教育委員会の組織、先ほど言った運営に関するところ、詳細に記載をしておるところの法律でございまして、その中で、第14条7項のほうで、教育委員会の会議は公開をすると、先ほど言ったとおりでございます。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるといったことに基づいて、公開をしないという形になっておるわけでございます。

しかしながら、先ほど議員が申されたように、私どももその内容、本当に今から先の教育研究所、また所長ということであれば、担っていただかなければいけないということで、我々も慎重にその辺を選定をしておるということでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 私はそれで、四万十町教育委員会会議規則というものも印刷して、手元にありました。

そして先ほどの、地方教育行政の運営と、組織と運営に関する法律の中に書き込まれている会議公開の原則。議事録を取らなくてはいけないということも9項に書かれております。それと照らし合わせてみました。会議が公開であることについて、会議規則は述べられてはおりません。ですから、地方教育組織と運営に関する法律、これは最近の法律ですね。その趣旨、会議公開の原則がここに書かれていないということは、非常に教育委員会が、この町のですよ、立ち遅れているっていうことなのではないかなと思いました。

そこで私は、ここには、手元にはありませんが、机に帰ったらありますけれども、文部科学省のホームページからこのような文章を得ました。ここに文部科学省がホームページで公開している資料があります。抜粋します。地方教育行政について指摘されている課題。これは、だから教育審議会のようなものですね、文科省が設置している。教育審議会の出してきた答申内容です。地方教育行政について指摘されている課題。地域住民の意向を十分に反映していない。直接選挙で選ばれる首長との意思疎通、連携に課題がある。教育委員の一部や事務局職員の多くは教育関係者やそのOBが占め、閉鎖的、教育関係者の意向に沿った教育行政を行う傾向がある。これ、文部科学省のホームページであります。文部科学省がこのような認識を持っていることに関して、四万十町教育長川上氏はどのような見解をお持ちですか。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 非常に閉鎖性ということにもなってこようかと思います。

確かに先ほど言ったようなところで、なかなか見えにくいというところがあるかと思っています。合議制の教育委員会としての主体的な意思形成ということにはなっておるわけでございますけれども、私どもにとっては、議事録のほうも公開しており、閉鎖的といった認識はない。また、それと会議のほうも公開をしておりますけれども、結構教育委員会の会議については個人情報を含むものが非常に多うございまして、会議の非公開というところが多いわけでございます。しかしながら、これは、私どもの職務ということにつきましては、会議のみならず、現場のほうにも出ていっておるということで、年間、委員長は80日を超える、また、委員は50日を超える、そういったようなことで会議等を含めて行動しておるということでございます。

それともう一つ、教育委員会のことは非常に私も心外に思うわけでございますが、教育研究所も含めて、四万十町の教育行政のために一生懸命取組をしておりますので、今後とも教育行政の発展、振興のために、また尽力もしてまいりたいというところを思っておるわけでございます。

以上です。

（16番西原真衣君「16番。最後」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） 終わりました。

（16番西原真衣君「終わりましたか」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） それで、16番議員に申し上げます。

先ほどの発言の中に不穏当な言葉、不適切な言葉があるというふうに判断を議長はします。その中で、16番議員が取消しをしていただくなら取消しをしていただいたらいいと思います。が、取消しをしていただかないのであれば、議長の権限によって取消しを命じます。よろしいですか、そういうことで。

(16番西原眞衣君「いや、私はどこを取り消さなくてはいけないか分かりません」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） そこを精査をして、取消しをしたいと思います。

(16番西原眞衣君「精査のためには時間が要りますよね。だから、今判断できることではないでしょう。違いますか」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 先ほどの、例えば議会の倫理条例に抵触をする恐れのある部分。そして、個人的に中傷した部分等があります。そういった部分について、取消しをしていただきたい。それができないのであれば、議長の権限によって、本会議の場で言うておかないと、これ、できませんので、議長の権限によって取消しをしたいというふうに思います。やりとりについてじゃなくて、それをするかしないのかだけ教えてください。

(16番西原眞衣君「まずね、もう一回私、非常に。すみません。議長、そしたら、議長が。はい、16番」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） できるのかできないのかだけ教えてください。それができないのであれば、議長権限でやりますので。

(16番西原眞衣君「考える時間が要ります」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 要りません。

(16番西原眞衣君「要ります」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） それは要りません。

(16番西原眞衣君「私が要る。私の発言ですから、私が判断します」と呼ぶ)

(「要ると思います」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本保君） 傍聴席は黙ってください。

(「会議の、これは」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本保君） それは議長権限でできますので、やらないということであれば、議長権限で精査をして、これは取消しを命じます。

(16番西原眞衣君「それでは議長権限で精査をしていただきたい  
と思います。席に戻ってよろしいですか」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） はい。

(16番西原眞衣君「これで一般質問を終わります」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） これで16番西原眞衣君の一般質問を終わります。

ただいまより昼食休憩に入ります。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番水間淳一君の一般質問を許可します。

8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） それでは最後のバッターになりましたが、スピード感を持って質問をしますので、スピード感を持って答弁をお願いします。

それでは通告順に従いまして、初めのまちづくり、大きな分野でまちづくりということですが、その中の人口減少ということですが、主体は、どんなことが聞きたいかといいますと、地方創生が基本になっております。その中のまちづくりということで理解をしていただきたいと思います。

今、初めの、本町の人口減少はどのような状態かということですが、これは先ほども言いましたように、まちづくりの観点から人口減少について伺うものです。

日本の人口減少は8代将軍、歴史をたどれば8代将軍の徳川吉宗の時代から初めて減少に転じたと、このように言われておりますが、このようなことを聞いた話があります。それで高知県は1990年に自然減になっております。昨年の国勢調査では72万8,461人までと、下がっておると、このように報道をされております。それで急速に日本、高知県、我が四万十町も急速に人口が進んでおる状態であります。

それで過疎とか中山間地域とか限界集落とかいう言葉が造語として生まれてきたと、このようにも言われておりますが、その中で過疎化が進んでいる。以前はこの過疎という言葉はなかったようです。壊滅という言葉はあったようですが、過疎という言葉はなかったと。そういった社会現象の中から過疎という言葉が出てきたということでありまして。そういった中で、四万十町は3町村の合併で2万1,000人、2万1,000、端数をちょっと忘れましたが、2万1,000人からスタートをしております。それで現在スタート時から何人減少

し、何%減になったか。そして自然減と社会減はどのようになっているかということをお聞きをしたいと、まずお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） お答えしたいと思います。

四万十町の人口、発足時の人口からどれぐらい減ってきたかというようなご質問であったと思われます。

これ、国勢調査の数字でございまして、少し今議員がおっしゃられた数字とは違いますが、平成17年、この時点で国勢調査、5年ごとに行われているわけなんです、平成17年、2万527人という形。まだ合併少し前ではございますが、2万527人です。平成22年、5年後の平成22年には1万8,733人ということになっております。また、先月速報で出ました平成27年10月1日の人口につきましては1万7,320人ということで、平成17年から22年の間に1,794人が減少し、減少率で言いますと8.7%の減少となっております。また平成22年から27年のこの5年間にしましては1,413人の減少となっております、減少率におきましてはマイナスの7.5%という状況でございます。

あと、自然減なんですが、ちょっとこれまでの経過については持っていないんですが、四万十町、近年では200人を超える自然減が起きております。大まかな数字になりますが、近年では毎年の出生者が約100人、あと、死亡者数のほうが約300人ということで、おおむね差し引いた200人程度の毎年減少が自然減となっているという状況でございます。

あと、社会減のほうになりますが、社会減のほうにつきましては、そうですね、大体年間100人弱ぐらいの社会減が起きております。ただ、数字上はあまり、社会減100人弱という自然減に比べれば小さい数字なんです、社会減のほとんどが10代後半から20代というような状況になっております。ここの社会減が一番大きいというような状況というところ です。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 大体分かりました

それで、次の人口減と四万十町の将来をどう捉えているかということですが、人口減は四万十町の産業、福祉、教育、こういった全ての分野に影響を及ぼし、活力のない、過疎に悩むだけの町になると、このまま行けばですよ。これはもう誰の目にも明らかであると思います。そこでこの人口減少は四万十町の将来にとってどのような影響を及ぼすと考えているか。そういったところを、基本的なところですが、答弁をお願いします。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 人口減少が四万十町にどのような影響を及ぼすかというような質問であったと思われます。

四万十町に限らず、日本全体の人口が2008年をピークに今減少しております。さらに日本全体で言いますと、減少がこれから加速すると言われております。

その中で本町におきましては、ずっと早い昭和30年から減少してきたわけなんです、人口減少によりましては、労働人口の減少と消費される市場、この縮小によりまして経済が縮小していくという大きな課題があると考えております。このまま人口減少を加速させていくと、現役世代の社会保障の負担も増加になりますし、生活を支える機能の低下など、あらゆる各集落の地域の活力のほうにさらに元気がないなってくるという、大変な状態になってくると考えているところです。

本町におきましては、人口の増加については、これからの日本全体の人口減少を見たときに、増加ということはちょっと考えられない部分もあるんですが、できるだけこの人口減少を食い止めていくということと、あともう一点は年齢構成になります。今、本町におきましては逆ピラミッド型のような年齢構成になってきております。これを少しでも正常なピラミッド型の年齢構成に持っていくような、人口が減少するのは仕方ないですが、年齢区分を、うまく若い世代に移っていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 今の課長の答弁と、私の言ったことは大体一致すると思います。まず経済活動、これが縮小していきます。経済活動が縮小していきますと、全ての分野に影響を及ぼしていくということでありますので、町民生活にとっては重大なことではないかと、このように思うところであります。ピラミッドの形をちょっと変えるということも非常に大事なことであります。

それで次の、この件につきまして分かりましたので、次の人口減の歯止めには具体的な策はあるかということですが、人口の自然減とか社会減については今始まったことではありませんが、この流れを、人口減に歯止めをかける、少しでも人口の減の流れを弱くする、緩やかにしていくといったことが大事なことであります。いつの時点でこの歯止めをかけ、完全な歯止めはかからんと思いますが、歯止めをかけて、その時点では四万十町は何人の人口を保ちたいと、こういったビジョンがありますかね。あれば答えをお願いします。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 国におきまして昨年度、日本全体の人口減少ということで、国のほうが本格的に取り組むということで、各市町村におきまして、本町におきましては昨年の11月に人口の将来展望も見越した人口ビジョンと、あと、それを達成するための総合戦略ということで策定をしております。先ほども申しましたように、人口の減少はなかなか、止めて増やすという状況には、実態を見たところないということで、本当の人口ビジョンのほうもつくってきたわけなんです。

人口ビジョンでは、今推計されております25年後、2040年になりますが、この時点で本町1万人を割ると、9,838人というような人口推計が出ております。この時点でも目標としましては1万1,545人にしようという、人口の将来の目標を立てたところでございます。

ただ、この目標を達成するためには、当然人口減少の進む原因というのは自然減と社会減です。これをどう変えていくかということで、設定条件というものもつくっております。生まれてくる子どもを当然増やさなければいけないということ、あと社会減、言うたら転出と転入の人口の割合を抑えていこうということで、社会減につきましては3割抑制という目標を設定をしております。そういう子どもが生まれてくる数とその社会減を減すということで、それが達成されれば1万1,545人。この設定条件が達成されなければ、推計どおり行けば9,838人というような状況になっておりまして、今後におきましては、将来展望を達成するためにまち・ひと・しごと創生総合戦略を町は策定しました。これを、確実な目標とか数値目標も挙げております。達成していくことがこの目標の人数になってくるということになりますので、大きく四つの目標を立てた総合戦略をつくりました。

その中で、大きく言いますと雇用をまず生んでいこうということです。四万十町の考え方は雇用を生んでいこう、そのため産業創出していこうということ。そうすれば雇用が生まれてきます。すると若い世代が地域に残ったり、UターンとかIターンの移住者も増えてくると。そういうことになれば自然と子どもの数も増えてくる。そうすれば先ほど言いましたように、人口が増えると言いますか、若返ってくるということで、この循環を目指していこうということで今取り組んでいるという状況です。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） よく説明は分かりました。

なかなか人口減を食い止めるということは至難の業であろうと、このようには思います

が、やはり何もしなければずっと行きますので、そのまま、9,836人ですかね、2040年で。そうならないように、何とか1万1,545人と、これで止めていきたいと、このような説明であります。

そこで、希望出生率、希望出生率は、これは本当の希望の希望ですが、これはいつの時点で希望出生率をどのようにしたいと、こういったことがあればお聞きをします。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 町におきましては昨年、住民の方からアンケートを取りました。その中で住民の方の希望の子どもの実人数というのもアンケートを取っておりまして、50.8%の方が理想とする子どもの人数は3人というふうに答えております。また39.9%の方が2人ということで、合計しますと、平均の、アンケートによる子どもの希望する人数というのは2.59人ということになっております。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 希望が2.59人と。もうちょっと頑張ったら3人ということにも届きそうな数字ですが、なかなか2.59人というのは重たい数字でもあるようにも思うところですが、こういった希望に向かって、やはり子育てをしていていただきたいと、このように思うところであります。

そこでお尋ねしたいのは、町長の平成28年度予算の編成、予算編成に対する基本的な考え方の中で、四万十町への新しい人の流れをつくると。若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるとあります。また、施政方針では交流人口の拡大、充実した子育て環境による移住定住対策というくだりがあります。このくだりは、この考え方は、本町の将来にとっても非常に大切なことやと、最も重要なことのひとつであると、このように考えるところであります。

そこで、現在行われている子育て支援をもう一步格上げして、全家庭の保育料を、難しいかもしれませんが、町長、全家庭の保育料を無料とする。そして給食費も無料にする。これはなかなか財政的なことが伴ってきますので、言葉で言うようにはいかんかも分かりませんが、全家庭を無料とすると。そして医療費については、今から7、8年前ですかね、小学校から中学校に引き上げて、全義務教育課程が無料となっておりますね。そういったことが、財政のことを考えて、どんなにするかということは一つの町長の考え方でもありますが、やはり何かこう手だてをせんとよね、思い切った手だてをせんと、なかなか人口減少、子育て、特にお子さんが、義務教育までの子どもがどんどん減少の一途をたど

っていくと。今現在たどっておりますが、これをたどるばかりではないかと、このように思うところではありますが、無料化について、町長、財政も絡めてどんなに考えますか。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思います。

今ご質問の保育料、それから給食費、さらには医療費、この辺の今後の方向性はいかなものかというお問い合わせだと思います。

この平成28年度の当初予算の編成時において、給食費の実態も調べました。保育料の今の現状もつかんだ上で、今、今回ご提案申し上げる中で、第2子についてはそういった要件を撤廃ということでございます。

さらには、給食費についてもなかなか、今1,400円程度やったと思いますので、なかなか膨大な金額になります。当然応益応能と言いますか、そういったものを、公的資金全体の、皆さん方の税金を充てるということも方法としてはあると思いますが、平成28年度、まずは今の子育て支援の環境、今申し上げました出生祝金、これはやはり行政の気持ちとして、そして一定の生活支援としてやろうと。

それで、まずはそれにもう一つ加えて、親子の、やっぱり親が子どもの育児を手伝える環境。子が将来高齢になった親御さんをしっかり見る環境をまずは今からつくっておこうということで、住宅支援の政策もやっています。加えまして、また移住も一定やっていますけれども、やはり今回の、平成28年度の方針で全て解決できるとは考えておりません。

ただ、知事も大川村でしたか、行脚へ最近回るということでございます。いろいろこう議論した中で、やっぱりただポツと出たような制度、政策で、例えば若い方がどのような受け止め方をするかということが一番大事に自分は感じたところでございまして、こういった一つの、平成28年度の町の言えば政策、施策を地域へ持ち込みまして、そういった現に子育てしておる皆さん方のご意見もいただくと。そして地域の皆さん方のこれまでの、地域の定住をさせていこうというような意識も一定お互いが考え直す時期であるということなのでこの4月なるだけ早い時期に、予算を認めていただいたら出ていこうと思います。ですからそこでの意見をしっかり受け止めて、また平成29年度の予算編成については、経費の要る部分についてはまた議会にも一定報告をさせていただきながら、なるべく子育て環境ができる環境への支援はしていきたいとは考えておりますので、是非この辺の保育料軽減対策と給食費、また医療費については今後の過程の中で研究協議をさせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 8 番水間淳一君。

○8 番（水間淳一君） 大体そのような答えが返ってくるんじゃないかと推測はしていましたが、やはり義務教育が終了するまで多額のお金が掛かりますね。それを全て無料、町が賄うということは、これはなかなか無理があろうと、このように思うところではありますが、先ほどのとおり、保育料、給食費、医療費、これは既に実施しております。

そういったところが、基になるところがですね、一番の、子育ての中で基になるところはその3つじゃないかと思っておりますが、これが無料ということになれば、子育てのために町外から移住家庭が、子どもをもった移住家庭が来るんじゃないかと。そういったことが実現するんじゃないかと、このようにも思うところではありますが、これを全国に配信するということになれば大きな反響があると思います。が、あるがです。一方では、やはり先ほども言ったように財政の問題もあります。財政のことを考えずに何でもかんでもやれやれということもなかなかできませんので、それはまた町長としてもできることではありませんが、議員の私としてもそれはよく分かっておる。分かっておる上で言うておるわけですが、もしこういったことができればかなりの反響が出てくると。

今年は、平成28年度の当初予算で保育料2人目は半額と、3人目以降は無料という施策を組んでますね。基本的なことやと思いますが、これは段階的にやっば引き上げていく、ハードルを高くしていく、引き上げていくということが大事じゃないかと、このように思っております。一気になかなかあれもやれこれもやれといってもなかなか難しいと思いますが。

そこで、やはり町長、大きな果実を、大きな果実を得ようとすれば大きな仕掛けがやっぱり必要であると、このように思うところであります。これは当然の姿であると思いますが、これをどんなに町長考えるか、ちょっと聞いてみたいわけですが。町長はやはり事務職の出身ですかね、出身ですが、今は事務職を卒業して、政治家として町長を務めておるわけですね。将来の大きな果実を町民に与える、町に与える、そういった戦略を明確にして政治判断が求められるという、そういった時期に来てるんじゃないかと。ここ、人口減少見よってですよ。人口減少を見ながらまちづくりをしていくためには、そういったこう大きな政治判断が求められる時期に来ているんじゃないかと、このように考えますが、これを、なかなか難しいことではありますが、町長の考え方を、基本的なことをひとつお知らせください。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） そしたら今後の主に地域の活性化、子育て支援への考え方ということとをひとつ例に挙げてお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの質問に企画課長がお答えしましたが、人口、これが大きく左右すると思います。町というのはやはり人の集合体であって、生活の一つのまとまりのある地域というふうに自分自身は捉えておりまして、やはり人が増えることで、その原資となり得る地方交付税も増えます。ですから、そういった人が残れるような施策をしながら、一定その原資となる地方交付税、様々な利用等の言えば原資、収益を投資するという考え方で行きたいとは考えております。それを投資することによってまた回収ができるという考え方でございますので、例えば今回の中での、例えば家屋の、定住住宅の支援は、これはやはり一定的な、一定時期については投資という考え方を持てますけれども、やはり固定資産税という部分での回収がございます。

ですから今後やっぱり今までの負のスパイラルと特に尾崎知事が申し上げますが、やはり人が減る、地域の経済が衰退するということやなくて、逆に今回は一定のしっかりした投資をまずはしていったって、そこの投資を回収できる正のスパイラルと言いますか、正のほうに動かすような政策をやっていききたいと考えてます。

ただ一番の財政の問題になりますけれども、そういった地方交付税の今の原資額をやっぱりしっかり私たちは見込みながら、できるだけ効率的かつ定住への施策をとというのが一番の大事なところでございますので、是非、投資する部分については人、物ですね。人、そしたら住民の生活、こういったことがしっかりできる環境を整えば、全体的な交付税措置も活用しながらやっていけるんじゃないかというふうに考えておりますので、あと残すところ2年についてはやはりここにしっかり人が残っていく、その手だてをまずは今年平成28年度に、今の政策を打った中で、平成29年、30年に拡充をしていきたいと考えております。ただ私の当初予算は、あと平成29年度が言えば実質の当初予算になりますから、平成30年度については暫定ということになりますので、平成28年度、29年度が本当に大事な時期だと考えておりますので、公約の実現に向けてしっかりやっていきたいと思っておりますので、またいろいろな部分でのご指導もお願いしたいと思っております。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 町長の考え方はよく分かりました。やはり投資をして、それによって果実を得ると。これは経済活動でも何でも同じですわね、行政にしろ何にしろ。特に大きな投資をして大きな果実を得るということが、これ、一番のそういった基本的な考え

方は教育やと思います。教育にはすごい金がかかる。が、しかし、実際に教育して日本のため、国のため、町のために将来は大きな果実をもたらしてくれる、そのために思い切った投資をしていくと。これが教育の根本ではないかこのように考えております。その証拠かどうか分かりませんが、明治時代のほとんどの総理大臣が、首相が国家100年の大計は教育にありと、このように言われておるという話を聞いたことがあります。それだけ子どもというものが国の宝ということで、やはりその根本には教育があると。その教育についてはやはり環境、子どもを育てる環境が非常に大事になってくると、このように考えておるところであります。

町長の考え方は分かりましたので、続いて次の1次産業と地域づくりについてに移らせていただきます。まず初めに、本町の1次産業の現状をどう捉えてらえているかということで2件をお願いします、回答をお願いします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 大変大きいご質問でありまして、なかなかお答えにくいんですが、農業、林業、水産業、簡単に概要を説明させていただきます。主に形態と課題ということで挙げさせていただきます。

本町は高知県の縮図と言われておりまして、海岸部とか台地を開ける平野部、そして中山間地、山間部があるわけでありまして、それぞれ産業がそこで営まれております。海岸部におきましては温暖な気象条件ということで、ミョウガ、ピーマンなどの施設園芸が営まれております。課題としては、やはりボイラーの燃料タンクの改修など災害対策であったり、生産量アップのための施設整備などがございます。

そして台地部におきましては整備された農地ということで、そして寒暖の差が著しく濃霧が発生する。そういった条件を生かして良質の米とか生産量日本一の生姜、施設園芸のニラと、本町のエース級の作物を始め、多彩な作物があるほか、養豚などを始め、畜産も盛んでございます。課題としては、担い手の育成とか、新たな土地利用型の作物も導入、そしてTPP対策などが挙げられると思います。

それで中山間地域におきましては集約的な作物、ナバナ、シシトウなどがあるほか、永年作物のお茶とか栗とかゆず、そのほかは薬用作物などがございます。課題としては、過疎地域共通の悩みでございます後継者の育成とか営農支援などがございます。

次に林業はもう簡単に行いたいと思いますが、木材が現在関税がゼロで輸入化されておりますので、価格が低迷しておりますので、国、県、町などの補助金がなくてはなかなか

森林整備が進まないというのが現状でございます。

最後に水産業でございますが、この点、海洋漁業のみの説明とさせていただきます。興津ではシイラ漁などが中心、そして志和ではイセエビの養殖などが中心に行われております。興津漁協が昨年解散しましたので、興津・志和とも高知県漁協に入って操業をしております。課題としては、興津漁協がなくなりましたので、シイラ漁などの水揚げ漁港が佐賀港になったということによる不便さ。そして、この分野でも後継者の育成などがございます。本町の1次産業の現状についてごく簡単に申し上げまして、課題がこういうふうにあるわけですので、課題の解消に向けて支援策等を講じているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 本町の1次産業の現状を説明していただきました。いろんな説明をしていただきましたが、全部なかなかよく覚えませんでした、今の説明。けどおおむね分かりました。

やはり、1次産業といってもいろいろありますわね。ありますが、今回の1次産業の中で、集落営農について少し伺いをしたいと思います。

集落営農を見直して、5年、10年後のビジョン作成が必要ではないかということですが、1次産業の発展なくして本町の未来はないと、このような考え方があると思いますが、町長の、こういう考え方はどうですかね。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

1次産業なくして本町の未来はないというようなことは、私も正にこの町の産業を、今までの実績を見た上で、今後の展開を見た上で大変重要な課題だと思います。

集落営農の関係ちょっと触れましたので、ちょっと私のほうも経過をご説明させていただきます。

平成の8年頃、この窪川地域においては担い手基盤育成整備ということで、ほ場整備がすごく進んだ時期がございます。そのときにやはり稲作の所得の増収ということ、言えば利潤追求ということで、共同利用しながら稲作所得の、言えば稲作所得を高めて、さらには一元的に作業ができますので、そこに機械導入をして、一定集落の中で稲作に掛かる経費を、負担を軽減して、その余った、余ったと言いますか、その経費で新たな少量多品目なり園芸を策定していただくということで、大体本格的に始まったのが平成8年から9

年頃でした。

その後だんだんに、町内で84か所くらいのことまで記憶しておりますが、ただ、後々ご意見あると思いますけども、現在のそれぞれの個別の集落営農の中では、言えば機械利用組合であったり、様々個別の展開をしておりますけれども、ちょっとその辺が1の課題になっておると思います。

そういった中で本来は、今本当にこの地域で営々と農業をやってる方おります。現実におりますし、本当に素晴らしいトップランナーとしてもおりますけども、なかなかそこまで皆さん方の意識が行ってない。できれば都市部に出て所得を求めたいという今までの流れを払拭していきたいということで、今回自分自身が考えております。

ですから1次産業というのは本当に年々高齢化もしております、所得が少ないということで、だんだんこの地を離れる方もおりますけども、今後は、今、水間議員がご指摘のとおり、この1次産業、農業、林業を中心に、水産業も含めて、とにかくそこで人が生活できる環境を、また、そこで生きるすべをしっかりと言えばつかんでいただいて、地場産業を支えていける環境をつくっていくというのが私の大きな使命だと考えておりますので、そういった意味で、本当に1次産業なくしてこの町の発展はないという考え方は、同じ考えを持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） よく分かりました。

それでは町長、そうであれば、町長の今答弁どおりであれば、本町の最上位の計画、これは総合振興計画、これが最上位の計画であると思ひますが、これに明確に位置付けて、そのための戦略を練って、戦術を具体化していかなければならないと、このように考えますが、このことについてはどうでしょう。平成29年度が始期となりますね、次の総合振興計画は。そういったことについての町長の考え方はどうですか。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

それぞれ農業にも個別の計画は個々ありますけれども、水間議員が今ご指摘のとおり、本町としてはそういった一番最上位の振興計画の中に位置付けるべきだと私も考えております。詳細については今後いろんな団体、地元の営農の皆さん方とのいろんな意見を聴取しながら、数値目標を一定入れれるところには入れてやっていきたいと考えております。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君）　ありがとうございます。答えをいただきました。

やはりこういった本町の基幹産業でありますので、1次産業は。基幹産業ということであれば、やはり本町の最上位の計画に位置付けて、いつのときにはこのようなところまで持っていきますよといった最上位の計画、そういったところが非常に大事になってきやせないかなと、このように思います。幸いなことに平成29年度を始期した総合振興計画がそろそろ始まりますので、今、町長の頭の中いろいろ考えておるとは思いますが、是非そういった考え方をお願いしたいと、このように思うところであります。

そこで次に行きます。3番と4番を同時に伺いたいと思います。

集落営農を広域化すべきではないかと。それと、1次産業の発展と地域づくりの具体策は何かというところではありますが、地域の農業の現状を踏まえて、集落営農の具体的な組織をおおむね小学校単位くらいの、これ、いろいろ考え方あると思いますが、おおむねですよ、おおむね小学校単位くらいの集落で組織をする。組織をする組織を構成して、地域全体の農業を支えていくと。これは二階建て方式のようになります。各地区にいろいろな団体とか営農組織がありますが、その組織の上にもう一つ、全部の組織を統括すると言いますか、支援していくと言いますか、そういった大きな組織をつくっていったらどうかということではありますが、現状ではやはり高齢化とか担い手不足のために、各営農組織とか個人の活動が縮小傾向にありはしないかと、このように思うところでありますが、今まではやはり兼業農家などで、農業以外でお金を稼いでくると、収入を得て農業を営んできた。が、しかし、今までのような考え方では農業外収入もどんどん減ってきたというようなことで、将来性は少し弱まってきたんじゃないかと、このように思うところであります。そこで今言いましたように、集合体的な組織を各営農組織の上位として位置付けて、個人の営農とかいろんな営農を手助けしていく、支援をしていくと。こういったことはどうであろうかと、このように思うところでありますが、現状を見てですよ、現状を見てそのように感じるわけですが、こういう考え方はひょっとどうでしょうね。

○議長（橋本保君）　農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君）　集落営農を広域すべきではという点と、四番目であれば、地域づくりの具体策はということになろうかと思いますが、併せてご説明させていただきたいと思います。

まず集落営農を広域化すべきかということにつきましては、広域化をしようと図っているところでございます。中山間の直接支払では平成27年度からは連携加算ということで、

協定集落を統合することに対して加算金が出ましたので、これを用いて前年度136あったものを統合して、59までまとめることができました。これは中山間直払の協定数であります。このように、一つの集落だけでは当然ながら対応できない部分を広域化するというつもりでございます。一気に小学校校区というのはなかなか難しいかもしれません。

ただ先日、影野地区におきましては集落活動センターが立ち上がりました。これはこのセンターを拠点として、法人による集落営農の広域化についての検討も行っているところでございます。これは一つのモデル的な取組になろうかと思っておりますので、ここについては県など関係機関も含めて十分検討協議をしてみたいと思っております。

それから地域づくりに向けてということも四番目にありますので、もうお答えさせていただきますが、やはり地域づくりをしていくためには日本型直接支払制度の活用は欠かせません。この中で、中山間の直接支払だけではなくて、多面的機能支払というのも重複して取り組むことができるようになってます。これ前年の12協定から44協定まで伸ばしました。これは農業者だけではなくて、地域内の非農家の方も参画してこの支払制度に取り組むということになっておりますので、ここが一つ農村地域を守る基礎的な施策にはなるのではないかと考えております。

また、発展した考え方では、農業だけでは当然ながら生計も立てていくのは難しいわけでありまして、農業プラス何かの産業、これを私たちは半農半Xというふうに呼んでますが、半分の農業、それから半分のXというのはそのほかの産業という意味ですが、そういったように、例えば林業というふうに、半農半Xというようなことも考えていかなければならない。特に中山間地域においてはそういう動きになってこようと思います。そういったこと、まずは広域化を図りながら、半農半Xということも頭に入れながら、また、法人を使つての広域化による動き、そういったことを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 説明はよく分かりました。

どうしてこういった広域化を言っておるかといいますと、やはり現実に地域が衰退をしておることは誰の目にも明らかであると思っております。皆さんが危惧しているところじゃないかと、このように思っておるところですが、こういった広域的な組織をつくって個人の営農とか組織の営農、小さな組織の営農を支援するということは地域づくりも担っていくということになってくると思います。つまり認定農業者とかの育成とか、若い担い手、それ

から地域の守り手などを育成するために町が一定支援をしていくと。つまりこれは地域の連携組織としてやはり上位にあるのは法人化をして、集落の営農個人、今言いましたように地域づくりのために活動をしていただくと。上位の団体が持続可能な経営をするということになれば、雇用を図っていくとかいろんな面で町に対して大きな影響を及ぼしてくるんじゃないかと、このように思っているところでありますが。

その一つの考え方と、背景にある考え方としては、今、地域の衰退ということを言いましたが、機械の共同利用。先ほどもちょっと話出ましたが、機械の共同利用とか資材の一括購入、そしたら生産コストを下げる。一括購入で生産コストを下げていくと。そうして担い手不足や米価の下落。そういったところに対してもスケールメリットを生かしていくと。そして雇用を生み出して、技術的な支援とか育成など、そういった従来のままではなかなか地域の農業を、地域を守っていくことが難しい現実になったときに、こういった活動も必要ではないかと、このように考えて質問をしたわけであります。いろんな説明いただきましたが、課長の答弁の中にもこういった背景があるんじゃないかと。背景としてはそういったことがあるんじゃないかというふうに考えるところでありますが、こういった現実的なことを町長も、町長の目にも映っておるんじゃないかと、このように思うところであります。

そこで五番の町、県、JA、農業法人等の連携の現状はどうなっているかということですが、昔から、物事を成し遂げるためには天の時、地の利、同士の和と、こう言われております。その中でも一番大事なのがやっぱり同士の和と、これが最重要であると、このようにも言われております。それで1次産業の発展を願っていることは町も県もJAも地域の農業法人、また個人も集落営農、全て同じではないかと、このように思うところであります。

そこで、同士が一堂に会して、現在とか及び将来のこの地域の姿を議論していく、現在の取組を検討していく。そういったことが不可欠であろうと思うところでありますが、やはりJAは農業のプロがおるわけであります。指導員、営農指導もおりますし、やはり餅屋は餅屋ですので、行政は行政で事務的な考え方もしていってもえいと思います。こんなことはどうじゃろうかというような、そういったこともえいと思いますが、やはりそういう全体的な集まりの中で知恵を出し合って、将来の四万十町の1次産業をどうしていくかということを考えていかなければならないというふうに思っておりますが、今現在こういった組織の連絡網とか話合いとかはどうなっておりますでしょうか。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 町、県、JAなどの連携のしている取組を、主たるものを三つぐらい紹介させていただきます。

まず担い手育成総合支援協議会というのがございます。これは関係機関で新規就農への研修とか収納支援策について検討を進めているところでございます。それから経営所得安定対策、ところでは地域農業再生協議会というものがございまして、これは水田とか畑作農業の振興のための産地交付金の協議とか、米の生産調整などについて協議をしているところでございます。これにはJA四万十管内の協議会とJA高知はた管内の二つの協議会が町は関係しております。そして三つ目はJA四万十管内でございしますが、これは歴史がございしますが、高南地域営農協議会というものがあって、ここでも関係者が集まって、ここでは企画、担い手、作物振興、それから畜産、販売加工と専門部会に分かれておりまして、専門的な知識をもって実証や検討がされております。これまで歴史があるというて申し上げましたが、先輩方がこの組織でしっかりと農業振興について話し合ってこられたということもあって、この地域の農業が守られてきたといっても過言ではないと私は思っております。そのほか大正・十和地域でも営農支援に向けての動きとか、それぞれの地域での再生プロジェクトなどがあるわけなんです、主な取組として説明させていただきました。

以上です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからもお答えさせていただきたいと思います。

正に議員のご指摘のとおり、本当に大変一番の大事な部分だというふうに思います。担当課長のほうからはそれぞれの目的、それぞれの組織についての言えば協議会組織ということでご説明させていただきました。

昨年でしたか、ちょうど水間議員もご同席願いましたが、JA四万十とは、私もこの地域におりましたので、様々な部分で議題のない会議と言いますか、日頃同じフラットの状態で話し合いを持つということも取り組んでまいりました。高知はたについてはどうしても自分の状況も分からないと、ほんで今後の方向性もなかなか自分自身が見えないということで、昨年でしたかね、会長に相談をさせていただいて、本当に経営委員会、また理事長まで、組合理事長まで来ていただいて、本当にざっくりと話をしたとこです。ほんで、すごい私はそれぞれ思いがあるなあというふうに感じました。

今ご提案のこれについては、確かに個別のいろいろな組織の会議はございますが、やは

りそれを今までの我々の言えば事業、事務事業、さらには活動を一回精査をすると。そして、次年度に向けてどういったことを、また改めてどういったことを展開していく必要があるのかをやはりお互いが再認識する必要があるとは考えております。ですから今議員ご提案の会議というのは、私、今までは個別にJA四万十と高知はたというふうに、それぞれやってきておりましたが、できれば今年度は両方が会して平成30年の1農協に向けて、やはりこの地域がしっかりそこらを回してやっていくという本当に大事なことだと思いますので、俗に言う議題のない会議、これをしながら地域の課題をもう一回確認し合おうという意味では非常に有効な方法だと思いますので、また現場共々そういった方向に向けて考えていって、是非そういった機会を設けていきたいとは考えております。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 是非そのような方向でやっていただきたいと、進めていただきたいと思います。やはりそういった会合の中とかいろんな組織とか、そういった話の、集まりの話の中で、先ほど言いました法人、組織の上にもう一段法人をつくって、小学校単位くらいの地域、適当かどうか分かりませんが、そういったところを支援していく法人をつくって、その法人を町が支援していくと。これは、支援の期間についてはいろいろ議論がありますので、期間についてはまた検討しなければならないと思いますが、支援と言いましても経済的な支援もあるし、技術的な支援もある。いろんな支援がありますので、一口に支援と言っても広いんですね。やはり当然予算を伴う、経費を伴う支援が必要となると、このように思うところでありますが、そういったことが、いろんな話し合いの中で、そういったような組織も必要ではないかという話も出てくるかも分かりません。また町長が必要だと思ったら、そういったことも提案もしていただいて、説明もしていただいて、地域の衰退していく農業に歯止めをかけて、少しでも生産性を上げていくと、地域づくりを進めていく。そういった法人化する組織の中には農業生産だけではなくて、将来的にはやはり福祉の面も担っていただくと、一部。全部は難しいので一部。子どもの安全の見守り隊とかお年寄りの健康の見回り隊とか地域と周りとか。いろんな福祉の分野もそういった法人の方に最終的には担っていただいて、その地域全体を活性化していくと言いますか、見ていくと。そういったことがどうも最終的には理想的になってくりやあせんかなあと、将来は、そのように思います。

この衰退状況はいつかは何とかせないかんと。何もせずに、いながらそのままでおったらまた地域農業ますます廃れて、耕作してない農地があらこちらで出てきて、今よりも

もっと出てくるのではないかと思いますし、農地を守るためにもそういった組織が必要ではないかと、このように思います。特に町長の得意な人材育成。人材育成もこういったところ担ってもらおうと。農業のプロ、いろんなプロを担っていただくと。そういった専門的な知識もそこで学んでもらう。そういったことも大変重要になってくると思いますので、是非そういったところでも、人材育成のことについてもそういったところで生かしてもらいたいと、このように思うところであります。

この点につきましてはそういったことで、個別の話合いもしておるし、町長はJAの四万十とJAはたが、高知県、1農協になるかならないか、まだはっきり分かりませんが、そういうような方向で県下が進んでおりますので、そういった、なったときに乗り遅れないように今から準備をしていただきたいと、このように思うところであります。

それでは次に行きます。時間もなくなりました。興津、志和の漁業人口等現状はということですが、興津の課題については今冒頭に課長のほうから話がありましたが、やはりこの興津、志和の農業人口の推移が分かれば、いつの時点ではこればあおったけれども今はこればあと、そういったことが分かれば、合併時と比べて分かればお願いします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 漁業人口だと思います。調べておりますのは、現在しか調べておりせん。興津では52人、それから志和では21人の方が高知県漁協の正組合員となって現在操業しております。人数は合併当時からいうたら、やはり減少しているものと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 52人と21人ということですが、私も合併当時の資料は持っておりませんが、やはり大分漁業の人口が減ってきておるんじゃないかと、このように推測はするわけです。

それで、先ほども課長のほうから少し説明がありましたが、課題とかについて説明がありましたが、興津と志和との、両方のやはり根本的な支援策とか課題とか、こういったものはどのようなことがあると考えますか。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 積極的な支援策ということではありますが、現在、興津漁協につきましては解散をしたということで、興津漁協の所有しておりました財産は現在破

産管財人の管理下となっておりまして、使用ができません。ただ出漁に必要な氷については町の施設でありましたので、町の経費をもって動かしておりますので、何とか確保できている状況でございます。本格的な支援策につきましては、やはりこの一連の手続が完了したあたりからの対策になろうと思います。そのときにまた県とか県の漁協のほうとの連携を持って行いたいと思っております。

志和につきましてはやはり前はこんぶまつりというふうにやっております、ありましたが、昆布養殖ができなくなりました。気象条件等によって、環境変化によって昆布の養殖ができなくなっておりますので、サザエ漁などができなくなっていると。

そういう条件でありますけど、やはり現状維持というのも大事でありますので、現在は共通の課題としております海底の藻がなくなった状況。いわゆる磯焼けと言いますが、これを解消すべく支援をしているところでございます。そのほか高齢化によって後継者不足があるわけですが、ここのこれについてもやはり対応しなければならないということで、県の事業なども含めて、その部分についても支援策を考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） やはり地域地域が衰退をしていくと、四万十町全体が衰退していくというふうな感じになりますので、できる限りの支援策はしていただきたいと、このように思うところであります。

そしたら次に、畜産農家数と現状はと、九番の今後の課題と、この八番、九番と一緒に伺いしたいと思います。

これも地域づくりの観点からお伺いしたいと思います。以前は、合併前の窪川町、窪川町には「畜産の町窪川町」というようなキャッチフレーズがあったように思う、記憶があります。ちょうど私、そのときに大正の議会におりましたので、畜産のことについて窪川へ勉強に行こうやないかという話もいろいろしたこともありますが、現場へ行って話を聞いたこともあります。それだけ旧の窪川町は畜産に対してすごい活力があったと言いますか、力が入っていたというような記憶があります。窪川の方は皆さん知っておると思いますが、当時のような活力は難しいと、すぐに当時のような活力を呼び戻すことは難しいと思いますが、少しでも、少しでも当時の活力に近づくように、一歩でも近づくような支援。こういった支援策とか考え方とか、活性化についての思いがあれば是非聞かせてい

ただきたいと、このように思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 確かに私が小さい頃には、旧窪川町は土佐のデンマークというふうに言われておりまして、畜産の町であるというふうに認識をしております。

畜産でも乳用牛とか、それから養豚とかあるわけでございますが、やはりちょっと心配なのはTPPの大筋合意というのがございます。これによって将来どうなっていくかというのが本当に心配なところでございます。ただ外国産の価格に対して、やはり価格だけで勝負していくだけではなくて、安心・安全とか飼料についても国内産、町産を使うというのが大事でありますので、そういった耕畜連携ということも取り組んでいきたいと思えます。さらに、特に養豚農家などは後継者が多うございますので、さらなる施設整備とか、ハード面・ソフト面含めて支援を行い、畜産の町としてさらなる発展を進めたいと思っております。

○議長（橋本保君） 8 番水間淳一君。

○8 番（水間淳一君） 私の記憶では、随分と活力のある活性化した畜産業が、畜産が行われておったと、このように記憶しております。当時の賑わいを先輩方から聞いたこともありますし、直接そのときに見たこともあります。これはすごい活力があるなというふうに思ったことがありますが、そういった活力を取り戻すことを是非考えていただいて、畜産農家とともに、先ほども申しましたように、生産者と一緒になって考えて、どんなこと、どうすれば畜産が元のようにはならなくても、少しでも元に近づくということができるのか、そういった策はあるのか。そういったことも考えながら、是非、町長は任期の間是非頑張っていただきたいと、このように思うところであります。

以上をもちまして私の申したいことも、半分くらいまだ申しておりませんが、これ、思ったこと全部言いよりも2時間3時間かかりますので、ここで講演をするわけにいきませんので、一応はこれで通告を終わりましたので、通告の順番に全て質問を終わりました。どうもありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで8 番水間淳一君の一般質問を終わります。ただいまより14時10分まで休憩します。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日一般質問の中で、16番西原眞衣君の発言で一部不穏当と思われる部分について、後日調査後、善処したいと思います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第2、議案第21号四万十町農村地域活性化複合施設条例の撤回についてを議題とします。

町長より会議規則第20条の規定により議案の撤回請求書が提出されておりますので、撤回理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは私のほうから、議案第21号の撤回理由についてご説明を申し上げたいと思います。

今議会の開会日、3月9日に提出いたしました議案第21号四万十町農村地域活性化複合施設条例につきましては、既存の農村環境改善センターを時代のニーズ、行政需要に対応した農村地域活性化複合施設として有効活用するために新たに条例を制定しようとするものでございまして、国・県との協議を踏まえ、施行期日を4月1日としていたところであります。

農村環境改善センターを四万十町農村地域活性化複合施設として利用しますには、国の財産処分の許可が必要となっております、当初3月31日までに許可が下りると判断をしておりましたが、最終的な調整に時間を要しまして、予定しておりました今月中には調整を完了することができず、本条例の4月1日施行が困難となりましたので本議案を撤回いたしたく、四万十町議会会議規則第20条の規定に基づき文書により請求をさせていただいたものでございます。議案の撤回につきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） お諮りします。

議案第21号四万十町農村地域活性化複合施設条例の撤回につきましては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号四万十町農村地域活性化複合施設条例の撤回を許可することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第3、議案第16号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更につい

て、日程第4、議案第17号四万十町過疎地域自立促進計画の策定について、以上、議案第16号及び議案第17号の2議案を一括議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 一括議案ということですので、質問させていただきます。

手元に配付されました四万十町過疎地域自立促進計画（案）というのがあります。その21ページ、事業内容、一番下の枠なんですけど、四万十の栗再生プロジェクト。栗の産地力強化に向け生産拡大や加工商品の開発に取り組み、中山間地域の活性化を目指す。高知新聞等でも報道されました、だいぶ前のことになるかと思いますが。四万十の栗再生プロジェクト協議会でしたか、ここが、確か途中から四万十町も参画して、協議会の一員として参画しているというふうに把握しておりますが、この産地形成の現況について、確か平成21、22、23年間にわたりまして農林水産省より補助事業を導入しております。これは先ほどの質問に関連しました、いわゆる予算補助でありまして、補助金交付要綱に基づいた補助であります。この実績ですね。この実績について、現在に至るまで担当課にはどのような把握があるか。つまり産地形成がどの程度なされているか。それによって、その栗の再生プロジェクトによって中山間地域の産業振興策がどのような成功を見せているか、あるいはそこにどのような課題があるかについての現況把握について聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

この四万十の栗再生プロジェクトでございます。現状としては平成19年、失礼、19年に栗の再生に向けた取組を始めております。今議員おっしゃられますように、平成21年度に四万十の栗再生プロジェクト協議会というものを立ち上げて、これまで進めてきました。

この間に、平成21年度から国の農水省のほうからの補助金、直で受けておりますけども、サプライチェーンということで国の事業をいただいて、この栗再生に向けた取組として、周りの賛同する皆さん方の栗園の補助の、測量とか樹木の状況とか、それから将来にかけた計画等々を協議してまいりました。実際測量もしておりますので図面もあるわけですけども、この中でやはりこれからの、過去に500 tの生産のあった地域をもう一度再生

しようというのが目的でございました。

現状としましては、専門の方のご指導をいただきながら、そういった高齢木のカットバック、剪定等々入れまして、徐々にではございますけども、これまでそのままで放置であったところの30 g ぐらい程度の、前後の栗が、昨年度においても50 g ぐらいの大きな栗が出荷できている状態でございます。カットバックをすることによって2年、3年生産量は落ちるわけでございますけども、これからもっと大きな栗、いい栗が落ちてくるというふうに思っております、徐々にではございますけども成果が見え始めているところでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） この補助事業から始まっている事業ですので、直に交付した、つまりプロジェクト協議会に直に交付したという意味であろうと思います。けれども途中から四万十町も協議会の一員となっております。それで産地形成が目標ですよ。

もっと具体的なことをお聞きしたかった。例えば栗の生産農家の戸数であるとか、総生産量であるとか、総生産額であるとか、総売上金額であるとか。それからその出荷先等に関して、サプライチェーンとおっしゃった。サプライチェーンというのは、これは供給網ということであります。供給網の構築。つまり国内で輸入栗ですね。ほとんど、売られております加工品の栗は輸入栗である。これは想定です、間違っているかもしれません。国内で生産された栗を国内で販売してサプライチェーン、つまり供給網を構築しようという事業を導入して産地形成を行った。生産農家の戸数、それから総売上金額、そして出荷先等について具体的に聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 分かる範囲で。

十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

生産量については、昨年度の数字は十分把握しておりませんけども、1,500 t の生産量から一気に落ち込んでおります。カットバックした生産量としては25 t ぐらいな生産量になっております。

四万十町の栗ということでブランド化しゆうという目的にしております。全て、出荷するものについてはJAを通した上での出荷にしようということで、統一していこうという目論見でやっております。

現在生産者については110名ぐらいおります。その中でも、再生プロジェクトとしての

カットバックのやり方、剪定の仕方、そういったもんも含めて、いいものを作りましょうというところで、徐々にではございますけどもメンバーも増えつつおります。

これから目指すものとしては、将来的にはやっぱり加工品。生栗だけではやっぱり収益が上がっていかないということもございますので、加工品にして6次産業を目指す中で生産者の単価も上げていこうというのが目的でございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは最後の質問です。

生産者戸数が110戸ということが分かりました。そしてJAが集荷・出荷の、これを中心地にしようという今動きがあるということも分かりました。出荷先が分かりませんでした。

それとあと一つ、一番最初に私が個人的に聞いたことなんですけど、非常に急傾斜地で条件の悪いところがモデル園に設定されて、栗の剪定の講習会場になったようなきさつも過去にあったと聞きました。農林水産省の補助事業の導入時期であります。

現在の110戸の農家。かつては1,500 tの栗が、そのあれですか、剪定方法によって収穫がある一定見込めるのに時間がかかるということは承知しておりますが、現況で25 t。かつては1,500 tあったものが25 tにまで回復した。非常に産地形成と言えるのかどうかという点では甚だ疑問の残る数字であります。それでこの110戸の栗生産農家に関して、十和・大正、急傾斜地多いですね。もともとだから地形不利です。だからこのプロジェクトを導入して、補助事業で産地形成を図ろうとされたわけだと思います。この条件の悪いところと条件のいいところと、この110戸の農家の、把握している限りの内訳。そのようなことが伝わってくると産地形成というものについてより知ることができると思いますので、それについて伺いたいと思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） 出荷先でございますけども、JAのほうから、先ほど言ったように、JAのほうに全部集めることにしておりますので、JAの方から四万十ドラマ、ドラマから加工業者。加工したものがまたドラマとかほかの業者に流れているような状況でございます。

それからJAについても、これまでの取引先、生栗の取引先といったもんもございます。ドラマといっても軒先売りとか、ほかの生栗でも出荷といったところでも取扱いをしている状況でございます。

それから急傾斜に関する考えというのでございますけども、恐らく以前から関わりを持っていたいただいていることだと思いますけども、もともと四万十の栗再生プロジェクトの考えというのは、要望する、希望する方々を集めて、その方々にカットバックの仕方、剪定の仕方、又は選別の仕方、そういったことを指導しながらやるということでございます。その中では、メンバーの中には自分でやっている方もおいでますし、自分のとこでようやらないという方は委託の方もおいでます。そういった中で、委託を受けてもなかなか採算が合わないよということで、過去に取りやめたところもございます。そういったところでは、これからも検討していかないかんというふうには思ってます。一番のネックになっているのがやっぱり鳥獣対策でございます。その鳥獣対策、電気柵とかネット、ワイヤーメッシュ、金網の分ですね。そういったものを設置しないといけないわけですけども、そういうふうに、そういうものを設置するに当たりまして大変多額な費用が掛かってしまうということについては、費用対効果を考えた上で、また現地の状況を考えて対応しているのが現状でございます。

徐々にやっている部分については、やはり委託を受ける前から、田んぼを使わなくなった農地とかそういったところで、平坦地の部分については成長も早い。それから今言ったように鳥獣対策についても安価にできるという部分もあって、作業の部分になりますけども、そういったところについては積極的に取り上げてやっている部分がございます。

それから110戸の内訳ということもございますけども、具体的にはさっき言ったように、自分でやっている方がまだかなり多い状況です。委託にする、委託についてはまだ本当に少ない部分。それから、とかですね。高齢化が進んでおりますので、これから先、委託の部分が増えるんじゃないかなというような思いはしておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 二点ほどお尋ねいたします。

一つは、漠然としておりますけれども、平成22年に過疎法が改正されまして、それまでハード中心だったんですけども、ソフト事業ができるというふうに、変わったというふうに捉えております。

最近、国のほうも交付税の計算を変えようというふうにしておるといふふうに聞いております。特に一番効率のよい自治体をモデルにして、それを基準にして変えていこうとい

うことで、トップランナー方式というて言っているらしいですけども、そういうことでは大変本町のように山あり谷あり海岸ありというのは、非常に行政効率の悪いところでは不利になってくるというふうに考えております。

そういう点でこの過疎計画に基づいて、言うたら財政を有効に造成していくとか、基金を造成していくということが非常に大事ではないかと思えますけれども、その点についての考え方とか、どのように思っているのかお尋ねしたいということと、もう一つは46ページ、予土線利用促進事業というのがありまして、沿線住民のマイレール意識の醸成などをうたっておりますけれども、今回12月の質問でも明らかにしたように、予土線のダイヤ改正が今年春に行われるということで、特に一番大事な上りの始発と下りの最終便がなくなると。12月24日の奥四万十博までは臨時便として残すということですけども、この事業計画を、また今年具体的にどう使えるかという、使えれるのかどうかということと、前、この庁舎がここへできたときに、そういうことも重視してやっていこうというふうに確か説明されたと思うんですけども、ノーカードーとかいろんな、月に一度はJR乗ろうじゃないかというふうなことも言われたんですけども、そういうふうな取組をこの事業で具体化していけるのかどうか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） そしたら一点目の質問、計画に基づいて基金の造成の考え方ということでお答えしたいと思います。

これ、議員おっしゃられましたように、平成22年に過疎法が改正になったということで、平成22年からソフト事業、これは高知県の方が強くプッシュして拡充されたわけなんですけど、本町につきましては、このソフト事業につきましては基本的に限度額というものがああります。ただ、できるだけその限度額いっぱいソフト事業で活用しようということで、認められる額まで基金造成に充てるということで、限度額いっぱい基金として毎年積み立てて翌年度に使用していくという形で、限度額いっぱい、基本的にはこのソフト枠は借りていこうという考え方で今行っております。

すみません。二点目の予土線利用促進事業。自立促進計画の中の一つとして上げておりますが、これにつきましては、基本的に、この計画へ今上がっております事業全てに言えることなんですけど、基本的には今、昨年策定いたしました総合振興計画の実施計画、これに基づいて過疎の対象になるであろうという事業を基本的に全て網羅して上げております。ですから、一個々事業について具体的にこうやるという部分までは、まだ決定してい

ない部分が多くあります。今後の予土線の利用促進をどういう考え方でやっていくかということになれば、四万十市も一緒になってやっております予土線の協議会、ここで話し合いながら、四万十町としましても利用促進に、いろいろな取組に取り組んでいきたいというふうには考えているところです。

(7 番岩井優之介君「分かりました」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより第16号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号四万十町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第5、議案第18号四万十町行政不服審査会条例について、日程

第6、議案第19号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第7、議案第20号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、以上、議案第18号から議案第20号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） そしたら四万十町行政不服審査会条例についてと、それから19号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について議案二つに関して質問させていただきたいと思います。

まず、これ非常に行政不服審査法という法律の理解にちょっと時間が掛かってしまいました。それと総務省から通知が来ているっていうんで、その通知もネットから入手してここにあります。

最近やっぱり地方自治が推進されている。地方自治の推進に関する法律が平成21年に制定されてから、通知にも末尾に、なお、本通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えますというのがやっぱりあるんですねと思いました。これ確認できました、余談ですけど。

そこでお伺いします。行政不服審査会というものがないので、設置をしなくてはならないと、行政不服審査法の改正に伴って。それで内容に勘違い、誤認がありましたら指摘していただきたいんですが、今この町には情報公開審査会、そして同時に個人情報保護審査会というものがありまして、私の認識する限り、この二つの審査会はメンバー、委員が同じ方であります。それで今度設置する必要が生じた行政不服審査会をこの機関、つまり情報公開審査会、個人情報保護審査会、同じメンバーでありますので、この機関を充てるというふうな判断であるかどうかということですね。そこんところを聞きたいです。

それと併せまして、これ、議案書を見ておりまして、これ、附属機関と書いておりますね。附属機関。執行、町の附属機関でなくてはならないわけです。処分庁と審査庁は同一のもんですから、基本的に行政不服審査法上。附属機関でなくてはならない。

それではです。ここからが私の最大の疑問です。情報公開審査会というものは、個人情報保護審査会も同じメンバーですので、同一とみなして質問させていただきます。これ

は、私は今まで諮問機関だと思い込んでおりましたが、これは諮問機関ではなくて附属機関であったのですか。ですからこれ、附属機関として行政不服審査会に充当できるという判断があったのかどうかをまず聞きます。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

まず一点目の行政不服審査会を個人情報保護審査会と情報公開保護審査会に充てるのかということですが、そういった意味ではなくて、行政不服審査会というものは別に設置しますが、先ほど申しました二つについては、その二つの案件については引き続きその委員に審査をお願いするという規定でございます。

それから二点目の諮問機関の件ですが、諮問機関は自治法上の附属機関でありますために、今回の審査機関の対象となることは問題ないというふうに考えております。と言いますのは地方自治法の138条の4第3項に、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会そのほか他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」というふうに定められておまして、諮問機関は地方自治上では附属機関の一部であるというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） そしたら、まず私に基本的な勘違いがありました。行政不服審査会というものは今後立ち上げる第三者機関、それこそ諮問機関であって、現在設置されている情報公開審査会及び個人情報保護審査会は、これは町の附属機関であるということですね。ですから、ですからこの附属機関を、今回改正になりました部分、つまり審理請求一体化されましたよね。行政処分あるいは不作為に対して異議申立をして、そして、それからさらに諮問すると。両建てであったものが審査請求と一体化されて、それを受け付ける機関として、この附属機関である情報公開審査会と個人情報保護審査会を充てるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） すみません。情報公開審査会と個人情報保護審査会については現在の委員に、今おっしゃられましたような手続をお願いすることでございます。それとは別に、行政不服審査法に基づく行政不服審査会については設置するというところでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 私は行政不服審査法というものがあまりよく分からなかったの
で、例によって総務省の行政管理局に問合せをいたしました。

そうすると、今度設置が義務付けられた行政不服審査会、これは第三者機関という位置
付けがあるようです。第三者機関というのは利害関係者を排除した機関という意味であり
ます、通常。

今回の附属機関と今定義された、私の事実誤認がありましたが、情報公開審査会、それ
から個人情報保護審査会。確か5人の方のうち2人か3人、これ、誤認があるかもしれま
せん、までが役場退職者の方であったと記憶しております。それは町の附属機関だからな
のでしょうか。

併せて今度、第三者制、つまり利害関係を排除するというはっきりした目的を持っている
行政不服審査会。これには、従来これには、附属機関ではなくて、これこそ諮問機関な
んですが、役場退職者を除外して第三者制を確保する。つまり利害関係を確保する意思が
おありなのか、それについて聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 情報公開審査会等につきまして、5
人の委員に役場OBが入っておるということが町の附属機関であるからであるかというこ
とにつきましては、そういった意味では決してないというふうに理解しております。それと
行政不服審査会につきましては、新たにそういった形ではなくて設置をしていきたいとい
うふうに考えております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第18号について討論を行います

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます

これで討論を終わります。

これより議案第18号四万十町行政不服審査会条例についてを採決します。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号について討論を行います

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第8、議案第22号四万十町ふるさと支援寄附条例について、日程第9、議案第23号四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第24号四万十町基金条例の一部を改正する条例について、以上、議案第22号から議案第24号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号四万十町ふるさと支援寄附条例についてを採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（16番西原眞衣君「質疑なかったんです。これ、一括でしたか。これ、一括でしたか。これ、質疑がないんですか、24号。一括でしたか」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） 一括です。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第11、議案第25号四万十町税条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第26号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第27号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第28号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について、以上、議案第25号から議案第28号までの4議案を一括議題とします。

この4議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 議案第25号四万十町税条例の一部を改正する条例についてですけど、これは何か固定資産税の前納報奨制度の廃止であろうかと思います。それは確かこれは意見公募手続条例に基づいて意見公募が広報にて周知されておりましたので、何件の、どのような意見があったかについて聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 西原議員の言われましたように、公募期間2月5日から2月25日、21日間の閲覧を行っております。これにつきましてはケーブルテレビとか町のホームページにおいて公募手続の実施に関連する情報の提供を行っておるところでございますけれども、その中で意見数はゼロ件です。1件もございませんでした。

○議長（橋本保君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第25号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案25号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第15、議案第29号四万十町興津水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第30号四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部改正する条例について、以上、議案第29号及び議案第30号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（橋本保君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） この30号の関係です。四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部を改正する条例についてということですが、この辺のあれは源泉取水口が4.5km離れていると。その中でも浴場、家族風呂の入浴施設に係る燃料費、光熱水費、消耗品などの経費についても抑制に努めているということも書いてます。現状の入浴収入では賄いきれない状況ですということを書いてありますが、この資料の中にも、執行部はよく見ていただきました

と思います。削減できるところはかなり削減できると思いますよ。一気に480円を220円も上げて700円にするというのはもってのほかとは私は思っております。私も本当に松葉川温泉を愛する入浴者の一人でございます。あちこちの中でも書いているように、資料にあります。近隣の雲の上から私は馬路のほうまで行ったことも、経過もありますが、700円いうたらちょっとあんまりにも高過ぎると思いますよ、これ、町長、思いませんか。

この中でリース料、飲料用水素水サーバというようなリース料があります。多分、温泉みたいに吹いてくるやつを口に含んで飲むやつやと思うがやけど、その辺とか消耗品、ありますシャンプー、リンス、ボディーソープ、紙コップというようなものは、これは自動販売機があるがですよ。そこで買えや、こんなもん一から十まで提供する必要もない。本当に中村のほうの施設は、自分で全部シャンプーらあも買わないかんがですよ。ひげそりももちろんじゃけど。これはひげそりは書いていませんけど。その辺のことを執行部の中で話し合ったか、その辺をお聞かせください。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは議案第30号でございます。四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部を改正する条例というところで、今回は入浴料を480円から700円に上げるというがメインな部分でございまして、これが非常に高いのではないかと、また、もう少し支出の部分で削減できるのではないかと。特に消耗品、それからリース料金での削減等の質問であったと思います。

ここに、資料を手元に、79ページにありますけども、温泉経費というところで出している部分につきましては、これまでの年度の収支というのはいろいろ変動がありますので、そういった年度の中でこれまでの現状を踏まえながら、またそれも加味して、今後予測したらこうなる、これぐらい要るだろうというところで指定管理者とも協議をしまして、見通しとして支出の経費を上げらせてもらってます。それが3,600万円なにがし必要になるというところでございます。

それに伴いまして、それに反対に収入の部分で考えておりますのは、ここの2のところにあります日帰り入浴者数の人数書いてますが、これまでの、平成23年から26年の平均取りますと、取ったものを一定の基準と定めてまして、入浴者の大人であれば4万8,100人、それから入浴者の子どもであれば2,900人というところ。それから家族風呂は600人という想定をした中で、それに下の表にあります日帰り入浴料というところあります

が、それに500円だったらどうなのか、550円だったらどうなのかということで、順次それの人数をあてはめて計算したものでございます。そうしますと500円であれば850、860万円ぐらいな不足になります。というふうに順次こうなってます、700円の設定してみたところでは130万円ぐらいの黒字になってくるというところがございます、そういったところを加味しまして700円という設定をさせていただいてます。

それと特に近隣の入浴料ということもございます。それで一覧表が80ページと81ページにあります、それを見ますと600円という部分があるわけですが、600円では赤字になるというところもあります。それと周辺で特に思ってますのは一の又溪谷温泉なんかは800円とか、十和温泉900円とか、町内ではそういう、施設もしっかりして、これぐらいの料金をいただいているようでございまして、松葉川温泉も決して、泉質も良好で評判も良く、施設自体時代もかなり整備が整っているというところから考えますと、700円に設定をしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） 今、課長のほうから説明がありましたが、私は課長、これ、吟味しゆうとは思いませんよ、本当に。

あなた、今、大正温泉でも、それから比較したでしょう、一の又温泉。源泉は同じところからくみゆうけど、あんまりあれですよ。本当に成分は一緒の成分じゃと思います。500円でやって、こっち800円。私、どっちかいやあ、一の又へは行かんと思いますよ、これほど上げられたら。結局大正温泉へ行くです。ですから、できることはやって。

ほんで入浴者の人数も書いてますよね。平成26年はちょっと減ってますけど、5万人ぐらい大体定期的におるみたいながやけんどよ。子どもも大人も入れて。こういう人のためにもやっぱり。松葉川温泉言うたら本当に浴質は確実にええと思いますよ。どこの見て。黒潮行っても毎日日替わりなわけですよ、海岸ぶち、女の人と男の人は。そういうメリットもあるがやけんど、やっぱり私は松葉川温泉、地元じゃないけど、やっぱり浴質は最高やと思ってますよ。

それから改正前と改正後。70歳以上は、それは確かに100円減額しゆうというのは当たり前のことやと思いますよ。ですけど、家族風呂の場合30分で1,500円、それから今までは1,190円じゃったが、30分じゃ家族風呂へはなかなか入れませんよ。どうやって洗いうるか。スツともうはよ出ないかんようなと思いますよ。この辺もちょっと、吟味はち

よっとおかしいがやないかなと思っておりますよ、しちよらんがやないかなと思うて。

それから課長のほうが言いました。600円上げて、この中へ数字書いているのに、364万2,000円というようなが出てますよ。sondeから700円のときには131万3,000円ですか、の黒字になると。

私が言いたいことは、町有林が1,800haもあって、質疑でも言わないかんかもしれんけど、財産収入が5,082万4,000円あるがですよ。その財産を、何のために財産使うかいうときは、そういうときに持って行って充当するががあれじゃないですか。ふるさと納税も7億円もあって、その基金も積まないかんと思います。そういうところへ、憩いの場として温泉まつりに18万円ぐらい組んでますよ。いつも毎年毎年18万円を拠出してますので、そういうためにも、入浴者のためにも。四万十町、そら町外は700円取ってもええですよ。町内におる人間に対してはやっぱり600円ぐらいが正当じゃないかと思うて私は思っておりますが、反対討論もやりますのでよろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうからもお答えをさせていただきたいと思います。

何点かご指摘がありましたが、松葉川温泉、ご承知のように指定管理であぐり窪川がやっているわけです。どうしても、開業当初は大変多くのお客様が来ていただきましたが、高齢化ということもあって年々減少傾向には歯止めがかかっておりません。そういう面では温泉自体の経営自体が赤字基調にずっと来ております。

そういったこともありますし、先ほど議員もおっしゃってありました、源泉が4km離れたところにありまして、これを2日に1回のペースで担当者が黒パイプで引っ張っておりますので、そういった維持管理費、多大な経費が掛かっているところであります。また、私も何度か、何回か利用しているんですが、非常に町内外の方の利用者の評価は高いです。アンケート調査は宿泊者から必ず取ってるんですけど、8割、9割の方が素晴らしい温泉で、料金についてもむしろ安いんじゃないかといったご意見も多数いただいているところであります。当然経費につきましては指定管理者側でしっかりと精査もしながら経費削減に努めているわけではありますが、先ほど申し上げましたように、例年例年の赤字基調になっております。そういった部分では毎年度毎年度修繕費、松葉川温泉に係る維持修繕費ですね、そういった経費も計上をしておりますので、少しでもここで、大変利用者の皆様にはご迷惑、ご負担もおかけをするわけですが、そういったところで一定の収入を確保した上で、これからの修繕費、そういったことも抑えていく原資となりますので、ご理解

をいただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） 今、副町長のほうからありましたが、赤字続きと言っておりましたが、町長に一つだけ聞きたいと思います。

先ほども言ったように、収入の部で、立木売払収入。32ページにありますよ。5,082万4,000円という立木代が出てますよ。ほんで私言ったように、先ほど、1,700haかぐらい町有林があるがやったら、戦後に植えた木がたくさんあるがですよ。そういうところへ充当して、ちっとでも入浴の人数を増やすというような考えもせんといかんと思いますが、その辺、町長、お聞きします。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 大変厳しいご意見賜りました。

実は私が就任して、平成26年から取締役を1年やりました。自分が平成11年、12年にお世話になった関係で、やはり一定の事業収支も分かっておりましたので、全部をチェックをさせていただきました。

取り分け四万十町の大事な交流施設ということがあって、先ほど申し上げましたように、確かに経営の部分もあります。しかし、サービス面で非常に手が届かないところが私としたら確認できました。ですから、ずっとチェックしゅうのが、当時は重油がすごい高かって、今は確かに低くなってますけども、現場にこれで収支は合いゅうがかよという指示もしました。実際現場の支配人からもいろいろ出てきまして、自分としたらせっかく四万十町を訪れる人たちに、嫌な電話も何回か受けました。ですからサービスのやっぱり拡充するには、この500円でいいですかという話はしたところです。

何でこれを500円にしたよと、500円に落としたよと、当時確か700円やったと思います。それは、町内の方は500円やったと思いますけども。やはり一回、だんだんに日帰り入浴が減っておると。これを一回復活させるために町外を500円に落としましょうということをやったようですが、なかなか歯止めも効かず、先ほど副町長が説明したように歯止めも効かないという状況になってきまして、さらには自動券売機。

高齢者のおる中で、手が届かない券売機を入れたということは、本来私、非常に地元の首長として本当に恥ずかしいといえますか、こんなことまでということ現場に強いちゅうと、そういった環境をつくっておるというのは非常に反省もしたところです。

今回、私がはっきり言って指示をしました。もう一遍経営改善のために、サービス向上

のために一回見直しなさいということで指定管理者のほうに通知をして協議した結果、今回700円になったということです。

ただ、議員、私も県内の温泉ほとんど入ってます。本当にそういった中で、議員もそうでしょうけども、松葉川温泉の湯質というのは本当にいいです。高尾山からずっとレギュラーやってこられて、あの温泉はしっかり私は守っていきたいと思います。ですから四万十博終わってからという内部の協議があったんですけども、せっかく来るお客様にしっかりした人の手当をして、料理人の手当もして、やっぱり素晴らしいサービスを提供すると。一回この四万十博でやり損ないますと、なかなか終わった後では上げれないし、また経営も大変だということで今回の価格設定に至ったところです。ただ条例にもありますが、町内の方の健康増進、福利の増進のためにはどうするよということを議論した中で、指定管理者には、700円の設定はするけども、町内は500円ということで確認をしておりますので、その辺は町民のやはり利用もこれからますますやっていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） バックアップも少しはせんといかんというふうに思いますが。

条例の中で7項ですか、7条、7項、7条ですかね、その部分を含めてやはり説明する必要がありますよ、しっかりと。こういう条例の改正をするについては、そこはやっぱりしっかり説明をしていただきたいということと、もう1つは、奥四万十博においてはいわゆる100万人を目標にして、30億円から40億円の効果を期待しているということですが、そういう中でやっぱりこの1年間ぐらいは、4月1日から1年ぐらいはある程度のそういう余裕を持った対策をするのが本来のあるべき姿ではないかなというふうに思いますが、そのことについてご説明を願いたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうからは、議員から説明を、条例第7条の項目ですね、利用料金のところなんですけど、簡潔に説明いたしますと、利用料金については今回提案をしている700円の範囲内で、指定管理者が町長の承認を受けて決定をするということになっております。町長のほうからも説明がありましたが、事前の協議では、町内の住民の皆様には現行どおりの500円、町外の方は700円ということで現在調整をしているところであります。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 私のほうからは奥四万十博というところで、100万人の入込客数、それから経済効果は30億円か40億円かというところの中で、どうなのかというようなご質問だったと思います。

町長のほうもお話しされましたように奥四万十博が開催されますので、そういった部分では非常に、自分としては非常にどうなのかなという部分がありましたけれども、奥四万十博で来たお客様にサービスを提供して来年も来てもらい、奥四万十博以降来てもらえるようなサービスによって、料金が上がってもその分で補填していったらどうかなという部分もありますので、いつするかというところでは、それ、奥四万十博以降に上げることによって反対に少なくなるなということも危惧されましたので、今回思い切って入浴料を上げたいということで提案をしたものでございます。

○議長（橋本保君） 17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 分かりました。

ただ、この計算上出しているところではいわゆる5万人を、約5万人を平均して出していると、この収支計算ですね。ですから奥四万十博において100万人ぐらいの例えば入場者がいるとすれば、全体ですよ、全体で。そうするとここの、いわゆる松葉川のふれあいの里に来る、湯の里に来る方はどのくらい大体計算の中に反映されているんですか。これはただ、今までの入場者の、全体的な入場だけで計算をしているというふうに考えられますけれども、そういう点で考えると、やはりそう上げる必要もないのではないかということを考えられますが、先ほど言われたように7条の中で、町長、副町長の中である程度のことは対応できると思いますので、その点をやはり考えて対応をしていただきたいなということをおっしゃいます。答弁があれば。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 先ほど、奥四万十博があれば何%か入込客数が増えるというところで、今のところ奥四万十博のほうでは宿泊施設は10%増の入込客数、それから観光施設のほうでは20%の増を目指すということでございますので、粗になりますけど、5万人がこれ、宿泊がありません、日帰りですのでちょっと分かりづらいところありますが、その10%増か、15%増か、そういうところ辺での増加になるのかなということでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） それでよろしいですか。

(17番酒井祥成君「はい」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 同じく議案第30号について質問します。

まず基本的なことが分からないんですが、町内の人間が500円で据え置き、そして町外が700円ということなんですけど。とすれば、ここの2番の日帰り入浴者数ですよ。この積算の手法において、町内客500円掛ける人数。そしてプラス700円掛ける町外客というふうな積算があるんでしょうか。

それと、行政の方が出してくるデータに非常に基本的な疑問がありますのは、客数が横ばいとあらかじめ想定してるってということなんです。私はまず、入浴料が上がったら、ますます客が減るであろうと、まず直観的に思いました。それで、最近あそこに行ったら、北辰の館。これは直に、松葉川温泉、指定管理者の経営ではないですよ。地元の方の経営のそば屋さんが閉まっていました。でも、そばだけ食べに行くんじゃないで、温泉に入って、ついでにそばを食べる方が圧倒的に多いと思うので、実にここの空間が、客足が遠のいているなという実感を持ちました。そこで温泉の入浴料が上がると、ますます客数が減るんじゃないかと。

ところが行政の方の算定は、客数は横ばい、それで単価を上げれば収支とんとんで、うまく行くんじゃないかという、非常にこれ、安易な想定であると思います。そういう意味では2番議員の意見に非常に賛同します。

そこで私のこれ、聞きたいことがあります。松葉川温泉は、副町長は高齢化によって客が減って減収・減益、赤字になったとおっしゃいましたが、私は全く違う見解を持っています。松葉川温泉の赤字の理由はこれ、私の見解ですよ、プロの経営者がいないこと、そして従業員に報いていないことです。従業員が喜んで、松葉川温泉のために、お客の顔を見て、喜んでもらおうと思って働いているっていう感触を受けないです、客としてね。だから、ここの部分を、その部分を飛ばして、言ってみれば入浴料、お客さんの負担を増してここを維持しようとするのは、これ、本末転倒ではないか。

それと、観光資源について考えるときにいつも私が思うのは、地元の人間が繰り返し、巻き返し行くようなところをつくらなければ、外から人は結局やって来ないということです。奥四万十博は一過性です。地元の人間がリピーターであるような、とにかく行きたくなるような、安くてリーズナブルな料金で、いいお湯質につかれて、本当にリラックスできる、自然を楽しめる、そういうものをつくらないと、外から人はやって来ないと思いま

す。これが観光っていうことを考えるときの基本的な考え方に、私は本来すべきではないかと思いますが。松葉川温泉の赤字、停滞の理由について、私と執行部の方は随分見解の違いがあるようですので、そこについてお伺いしたい。私はプロの経営者がいないこと、従業員に報いていないこと、従業員が喜んで働いていないこと、お客さんのために喜んでもらおうという気持ちになれていないこと、ここが一番最大の要因ではないかと思います。入浴料を上げて松葉川温泉の維持が図れるとは思いません。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうからお答えをしていきたいと思います。

議員からのご指摘、ごもっともな点が多々あるというふうに私も思っております。当然、職員、松葉川温泉、あぐり窪川も含めてなんですが、お客様あつての事業経営が成り立っていくわけですので、しっかりとした接客、こういうことに取り組まなければならないのは事業者としての基本中の基本であります。

そういう面では、あぐり窪川としましては、自分がちょうど代表も兼ねておりますので、私が就任してからも職員研修などは現場サイドで2か月に1回のペースでやっております。接客マナーの向上ということは当然、お客様を引き留める職員の笑顔を見て、またそこにお客さんが来てくれる、そういったことが非常に大事であるというところは認識をしているところであります。

それから当然地元の方の利用がないと、リピーターとして利用も増えない。これも当然であります。そういう面では、新しい取組としまして団体の宴会プラン、地元向けの、そういったプランであるとか、最近では冬の限定プラン、また、ジャズですか、そういった催しもしながら宴会もしていただき、お風呂も入っていただく、そういった新しい取組もしておりますし、当然、県内の利用、県内外の利用ということでエージェント活動なども、新しく営業部長を設けて取組もしているところであります。

あとは、やはり食とお風呂というセットが非常に大事でありますので、ゆとり一むのメニューについても食事と入浴のセットプラン、こういったものをどんどんと出して、地元の方の利用増に努めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは、今の答弁に対して追加質問させていただきたいと思います。

従業員の接客マナー等の研修を行っているという内容のお話がありましたが、私が言っ

ているのは研修ではなくて、従業員満足度。つまり満足度のまず第一番は報酬であります。だから、松葉川温泉の従業員が、自分が働くことによって得ている報酬に満足感があるかどうかということを、どういうふうに把握しているのか、それについてお伺いしたい。

それともう一つ。いろんなプランのことは新聞折り込み等で見ますから、大体知っています。でも、そのプランを策定しているのはひょっとして、私が今まで事業報告を見たことがあります滞在型観光モデル構築事業なる補助金800万円相当の中から、コンサル委託とかによってその事業の計画、つまりプランニングの設定がされていたようないきさつはございませんか。それが二点。

それと、私が言う従業員満足度というのは、まず第一番に給料。これは現実です。給料と休暇、そういう勤務条件に従業員がどんだけ満足度を持っているか、その把握がありますか。

それと、こういう話があります。従業員満足度が高まったら、必然的に顧客満足度が高まる。つまり、その接遇に、接客にそれが表れるわけです。この会社で働くことに生きがいと楽しみを見いだせる。したら、お客さんを自然に大事にできます。そういう視点を私は聞いています。まず、従業員が受けてる報酬、勤務条件に対する把握があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、職員の給与という面でのご質問であります。

私があぐり窪川の代表取締役役に就任をいたしまして、昨年7月でしたか、人事異動を行いまして、その後に給与体系の見直しを行いました。同じような業務を行っている町内の事業所等とも比較しまして、その結果、やはり基本給が数万円低い状況にありましたので、給与の見直しを行っております。月は、確か10月付けで給与の見直しをしたかと思えます。ちょっと月が間違っておりましたら申し訳ありませんが、10月か11月にしたところであります。

そういう面では、やはり給与が上がるということは、職員にとりましても仕事に対して前向きな心も、気持ちも出てまいりますので、そういったことはお客様に接する部分で非常に大きな効果があるというふうに確信をしているところであります。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 先ほど、プランのほうの関係で、何か策定した事業かと

いうことがありました。

平成27年度に滞在型観光モデル構築事業計画書というか、ありまして、その中のプランを作成したということでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 分かりました。

この町の民間の同種の事業所を調べて、基本給が数万円低かったのを上げた。給与改定をしたというお話をいただきました。つまり、それまではそのような格差があったということであります。別の見方、言い方をすればです。

それから、やはりこれは滞在型モデル構築事業からの委託料、つまりこれは全部補助金です。委託料によってそのモデル、つまりプランニングがなされているということも分かりました。プロの経営者がいないというのを、この点を言っているんです。補助金が出るのでコンサルに委託を出して、プランニングができて、それが全戸に新聞折り込みで配布されるということでもあります。プロの経営者はこのようなことはいたしません。それを申し上げているんですが、それについての見解を聞きたい。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

プロかプロでないかというがは、現実には切り盛りをしておりますんで、私はプロというふうには考えておるところでございますが、ただ、その人材によって経営手法、また、経営の技量というのがやっぱり変わってくると思います。

これまでも当議会のほうでいろいろご質問いただきましたが、昨日の質問だと思いますけど、例えばその切り盛りをする人材をつくっていかなければ、我が四万十町が設置した、言えば地場産業振興センター、そして湯の里ふれあいの家の経営を改善しなきゃならんという課題があったので、私が人材育成はそこへも、最後に着地点として入っていきたいという考え方持ってます。ですから、今が全て100ではないです。確かに100ではないですけれども、今までの環境、そして私が就任したときのいろんな組織体制見たときには、大きな課題がございましたので、今回、副町長に就任していただいて、さらには社員のやる気も持ちながら、いろいろな町の投資も多かったんです。松葉川温泉はすごく多かったんです。やっぱり老朽化しておりますので、その収益分はしっかりいただくということでの基本的な考え方です。ですから西原議員、確かにご指摘のとおり、私も十分にその辺が機能していない部分があるというのは認めておりますので、是非その辺の今日いただいた

意見は、今後の指定管理者に一応私のほうから伝えて、是非いい印象を持って帰っていただけるような、言えはおもてなしをしていきたいということで伝えさせていただきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 私も一点だけ質問をさせていただきます。

私の視点は燃料費についてであります。燃料費のところですが、私はずっとかねがね、油を炊いているところを高性能の木質バイオマスボイラーに転換していくべきではないかという視点でずっと質問をしてきております。

今は原油は確かに安くなっているかもしれませんが、これは輸入費によって高騰したり、そういうふうにならざるを得るわけです。それが木質のバイオマスボイラーであるならば地域に資源がたくさんあるわけですし、燃料費は地域にお金としても下りていくわけです。そこら辺の、木質バイオマスボイラーを用いた温泉施設。例えば土佐和紙工芸村くらうど、いのですか、それからここにもあります桑田山温泉、それから四万十市の名鹿にある山みず木、ここら辺が高性能の木質バイオマスボイラー入れてやっているわけです。ここの中には、桑田山温泉だけは出しておりますけれども、桑田山温泉は全体の大改修やっていますんで、こういう値段はしょうがないかなと思いますが、土佐和紙工芸村くらうどは今までの重油ボイラーから木質バイオマスボイラーに替えて、大人600円の子ども400円でやれている。四万十市の名鹿の山みず木のほうも重油ボイラーから木質バイオマスボイラーに替えて、大人500円の子ども300円でやれている。そういったところも検討をしっかりとしているのかどうか。これは長期的に見たらずっと掛かっていく費用ですから、これが地元、地元にお金も落ちていく、燃料費も随分抑えられている。そういう実績があるという提案は私もずっと質問の中でしてきておりますけれども、その検討はしっかりとしているのかどうか、その一点だけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 自然エネルギーの利活用という面では、検討した経緯がございます。

この指示をしたときに、やはり今の状態ではどうですか言うたときに、重油も高かったです、確かに。更新はというふうに問うたときには、まだ今のところ、ちょっと手当をして使えますと。ですから、次の改定期に、例えば更新時にそういった協議をしていきたいということで、それ以上深まった協議はないですが、次はそういった取組をしてもらうよ

うに、早めにそういった協議も含めながら、なるべく切替時期が、できれば手前へ寄せて、効率が良ければそれでやっていきたいとは考えておるところということをお聞きしております。ですから、副町長のほうからも早速現場のほうへ再度指示をしていただいて、そういった、いつの時期で更新したほうが一番率がえいのかということも、まずは中心にして、さらには木質バイオマスの利用の、今日ご意見いただきましたので、総合的な観点から検討させていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 町長からご答弁いただきましたけれども、総責任者さんも昨年4月から代わって、今回のこの改定はあまりにも短絡的と言いますか、もう少ししっかり議論をして出していただきたかったなという、私の思いとしては大変残念に感じながら見せていただいております。意見だけ言わせていただきました。ありがとうございます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 私も少しだけお伺いをしたい点がありますけれど。

今回の料金の改正。この点については先ほど17番議員のほうから、700円に上げて、7条ですか、そちらのほうで、町内の人に対しては500円で対応したいと。そういった答弁があって、それは町内の方に限らず、先ほどから日帰りの入浴者の数字もありますけれども、奥四万十博が始まって減ることはまずないと。仮に、どれだけの方が実際に温泉に、奥四万十博に来て、イベント等で来て、温泉へ入って帰ろうかという方は、まだ予測の範囲でしかきちっとはできないんですけれども、5年間の平均よりは絶対に減ることはないことは皆さん、ご承知のとおりやと思うんで。

そこで、私の聞きたい点ですけれども。今回の温泉経費が3,600万円ということで、もろもろ、職員給与から施設利用料まで10何項目の経費書かれておりますけれども。ここの指定管理は株式会社あぐり窪川ですよね。それで私は、町民のほかの方からもよく耳に入るんですけれども、やはりここ、経営するのは、私、温泉部門だけじゃなくって、併設されている物販でありますとかレストランもありますよね。だから、そこらあたりのことも、どうすれば、どう改善すればもっと売上げが上がるか。そういったことは、いわゆる温泉の入浴だけでなく、付帯するそういった物販でありますとか、飲食のほうのことも含めて、私はトータルで松葉川温泉そのものを運営していくのが本筋じゃないかなと思います。

す。特に、民間でやってる場合も多分温泉の入浴部門というのは、あんまり黒字が出ない部門じゃないかなと私は思います。それをどこでカバーしているかという、ほかの民間の施設は多分飲食関係なんですよ。

私、家族で松葉川温泉にも入浴、先日も行ってまいりました。ところが家族が、温泉入ったからレストランへ行こうかという話がありません、残念ながら。ところが、隣のこぶしのさと、黒潮町佐賀。あそこにも家族で行くんですけれども、あそこへ、お風呂入ると必ず何か食べていこうという声が家族から出ます。だから、私は、だから温泉入浴部門だけを捉えて、収支でこういったあれをするんじゃないかって、松葉川の温泉、指定管理が1社なんですから、トータルでやはり収支関係を考えるべきじゃないかなと思います。

それともう一点言わせていただきますと、先ほど副町長のほうから、4km離れた源泉への、いわゆる2日に一回、どなたが行ってる言うたかね。支配人。確か支配人かなと言われたと思うんですけども、私はわざわざ支配人が4km離れた源泉まで行ってチェックをするような仕事かなと。一番温泉のトップなんで、管理職であります。だから、そういった、一番言わば高給取ってると思うんですよ、会社の中ではね。全体の中では違うと思うんですけども、温泉部門では一番のトップの管理者が行くんでなくて、地元の方、源泉のことらもよく知ってますよ。だから、2日に一回でも、5時間も10時間もかかる仕事じゃないと、私も源泉まで何度も行ってますんで知ってます。だから、そういったところへ地元の方々に、言うたら源泉の管理費用なんかを、時間給で雇って、もっと、支配人というのは仕事が私は違うと思うんです。

○議長（橋本保君） 質疑を簡潔にしてください。

○11番（下元昇君） だから、そこらあたりの、地元との、指定管理者と、意思の疎通がこの10年余りで随分変わりました。そこらあたりも今後どう対応していくか、まずお伺いします。

○議長（橋本保君） 質疑の途中ですけど、質疑については疑義があるところを簡潔に聞いていただきたいと思います。ちょっと質疑の内容が長過ぎると思います。そういうことで協力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 社長の立場ではちょっと申し上げにくいというふうに感じましたので、私のほうから。

確かに私も常々、温泉の言えばレストランと。ゆとり一むのほうですね。確かに先ほど

ちょっと申し上げましたけども、やはり一体的に改革をせないかんとします。ですから、それは議員のおっしゃるとおり、副町長のほうも今、順次やっております。

もう一つは源泉の管理。確かに当初そういったことで流れておったと思います。支配人が一番精通をしてましたので、確か去年でしたか、帰りまして、あぐりにおったのを帰ってやっておるように聞いてます。ただ単に見守りだけじゃなくて、言えば配管の問題だとか、源泉に雨水が入るとか、そういった手だてもしなきゃなりませんので、どうしても源泉が薄くなったりすることもあったようですので、表面水の流入とかそういったところを避けたい。これは奥宮支配人のほうからはっきり聞きましたが、もう一回。

経営のほうはあまり私のほうが言うべきじゃないですけども、何でこんな状態になったのよというような、町外の方を、入込客を増やしたいということで下げましたと。しかし、その後は一切上げれるような状況ではありませんでした。何でよ言うたら、町のほうがそういった状況になかったということを聞きましたので、それやったら自由な範囲の中で経営者、指定管理者が自由に、一定自由にですよ、しっかりした本物の温泉ですので、値段を付けて売れる環境をつくろうということで今回ご提案したところでございますので、いろいろ、だんだんに経営者の中身までの質問もございましたが、ここはここでちょっと置いていただいて、是非町の湯の里ふれあいの家の今後の言えば経営改善という部分で、なお、その辺のご理解もいただいたらというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それでは初っぱなに言いました料金改正の面で、なおもう一回確認と言いますか、それだけさせていただきますけれども。

執行部のほうとしては、町内の料金を上げる、700円に上げるけれども、7条の中で、これまでどおり町内の方には500円で入っていただくと。それともう一点、17番からあったように、町外の、奥四万十博で来られる方への金額は700円で行きたいということをおっしゃってましたけれども、もろもろの、先ほどの私のいろんなあれもありますので、やはりもう一回そこあたりの、町外の客にも、せっかく来たら入っていかうかということで、いい温泉に入っていて、また来てもらうという手だてにも、まだちょっと700円は私の感覚から言うとそんなに安くないかなと思いますんで、そこらあたりももう一回、現場の方々と、それから執行部の方と、きちんともう一回、これで決まったというんでなくて、協議をしていくかどうか、その点についてお伺いをします。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 指定管理者との協議ということになります。今、今日いろいろ指摘いただきました。私は基本的な考え方は、やっぱりその価値のあるものは価値のある価格で売りたいと思います。私もちょっと小っちゃな商売してましたし。上げ時というのもあります。ですから今回、確かに単年度を捉えたら、確かに収支が、現場の読みが甘いというご指摘もいただきましたが、これは現場が段階的やれる話でございますので、まずは奥四万十博に向けて本物の湯。こればあ経費が要って、掛かって。当然それが達成したときには木質バイオマスも導入をして価格を下げていく余地はあります。ですから、当面、これまで現場が本当一生懸命やってきた中で、今回の協議の中で一応今のところ見込んだところでございますので。なお、これをお認めいただいた後で、また副町長が指定管理者で言いにくいと思いますので、現場へ持ち帰っていただいて協議をして、今、全体のことで言っていた全ての意見について、もう一回精査していきたいと思いますが、やはり本物は本物で提供していきたいと。それ相応の価値でということでの基本的な考え方の中でのご提案でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 最後になりますけれども。

一つの条例改正で、これだけ多くの議員が、まだあと手が上がりそうですけど、ちょっと珍しいと思うんですよね。これは事前の勉強会でも私、今日みたいな質問はしませんでしたけれども、料金についての、上がったパーセンテージとかそういったことも勉強会で、執行部の皆様方にも、お互い議論しながら理解を深めてきましたけれども、まだ、やっぱり大事なことは、来年度、の奥四万十博で来られた方々には、議会のサイドから見ると、700円よりは600円ぐらいで入って、とにかく一度でも入っていただきたいというあれが、気持ちが強いのと思うんですよね。だからそこあたりも含め、だんだんの方々から出た、ほかの施設、あるいはその中でどうやって売上げを上げていくか、あるいは職員の対応でありますとか、そこあたりを、今町長が言われたように、根本から近いうちに考えていただきたいということを最後に申し添えておきます。

○議長（橋本保君） 10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 私は今度、皆さんとはちょっと反対で、あまり町長と意見が合うことはありませんが、価値あるものは価値があるように売るという言葉、これ、非常に自分が商売人として、なかなか町長も進歩したねやと聞き取りました。

やはり商売をする以上は、合わなければ経費を削減する、それか人を増やす、そして、それでもどうしても合わないときには単価を上げなければ、必ず経営は成り立ちません。これを見ても分かるように、十和温泉、一の又溪谷温泉、800円、900円です。これはやはり個人の家で一生懸命努力をしてやっております。本当に補助金もなくやっている企業でございます。松葉川のほうはあぐり窪川というところと一緒に、指定管理料も多分入っていると思います。

こういうところに、私がいつも言うように、どんどん、指定管理でないですか、それは大変失礼いたしました。いろいろな多くの補助金が入っております。道を直したときにも補助金、かなりの。こういうように手厚い手当があります。個人にはなかなかそういうのがないということで、今回7条の中で、町長と指定管理によって町内500円と。ちょっと金額は分かりませんが、家族風呂はどうなっているのか。これも同じように7条の中で町内は安く行くのか。なかなか1,500円になって30分というのは、さっきも言いましたが、大変だということです。

そういうところで、私としては、これからもどんどんこういう問題が出てくるとは思います。やはりこういうようにお金を取って商売をするには、意識改革をして、サービスの向上に努め、リピーターをどんどん増やすという、こういう努力もする。そして、それで売上げが上がって利益が出れば従業員に還元をします。こういうことをしなければ、やってもやっても給料は上がらんという。残業問題もやりましたけど、本当に時間を、8時間過ぎて、それを超えれば残業がもらえるというような仕事ではありません。これはお客さんと呼んで、そして売上げを上げなければ赤字になります。こういうところにはそういうことも徹底的に副町長が指導をして、一生懸命やれと。やった見返りは必ず給料に反映しますと、こういうような指導をするべきだと私は思っております。その点について。

○議長（橋本保君） 10番議員。何を聞きたいのかが妙にあれですので、非常に内容的にはいい内容になってますので、討論でそのことをやってもらったら非常にいいかなというふうに思います。

はい。

○10番（味元和義君） 何を聞きたいかというのは、やはり私は上げるべきだと。今のままで行くべきだと。それにはよね。

○議長（橋本保君） だから討論でその部分を言ってもらったら。

○10番（味元和義君） 賛成討論。

○議長（橋本保君） 非常にいいと思います。そういう討論で、その部分については。それでよろしいですか。

（10番味元和義君「いいです」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） 討論でそういうことを是非やってください。

先ほどの家族風呂についての中身については答弁をしていただきたいというふうに思います。

商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それではご質問の中にありました家族風呂の料金の設定なんですが、これ、現場のほうとも十分協議はしたところでございます。利用者のほうが、希望時間のほうが1時間30分ということが多いということを聞きました。そういうことで、30分の設定で1,500円にさせていただきました。大体それで1時間で、だから30分1,500円で、1時間でしたら3000ですか。ここの施設の休憩所もありますし、中にきちっとした施設になっておりますので、それぐらいの料金は欲しいなというところでの施設管理者側からの意見がございましたので、そういう設定をさせてもらっております。

○議長（橋本保君） この点についての質疑はいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（16番西原眞衣君「議長。ちょっと回答をもらってない部分があるんですけど。回答をもらってない」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） もう済みましたので、その分については。

（2番林健三君「議長、ちょっと休憩してや。聞きたいところがある」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） 暫時休憩します。

午後3時46分 休憩

午後3時51分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号四万十町興津水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、7番岩井優之介君。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、7番岩井優之介君、6番下元真之君、5番岡峯久雄君、2番林健三君、12番堀本伸一君、16番西原眞衣君。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後3時53分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第17、議案第31号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、日程第18、議案第32号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について、以上、議案第31号及び議案第32号の2議案を一括議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を

行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第31号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第19、議案第33号四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の

指定について、日程第20、議案第34号四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について、日程第21、議案第35号四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第22、議案第36号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について、以上、議案第33号から議案第36号までの4議案を一括議題とします。

この4議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第33号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

これより議案第34号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号四万十町小野農業構造改善センターの指定管理者の指定についてを採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について手を採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第23、議案第37号四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について、日程第24、議案第38号四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第25、議案第39号四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について、日程第26、議案第40号四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について、日程第27、議案第41号四万十町江師生活改善センターに係る

指定管理者の指定について、日程第28、議案第42号四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について、日程第29、議案第43号四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について、以上、議案第37号から議案第43号までの7議案を一括議題とします。

この7議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 一点だけ確認の意味でお伺いしたいんですけど、議案第38号。

作屋の就業改善センターの指定管理の件ですけれども、これ、随分前に私もあそこで何回か作らせていただいたことがあるんですけども、そのとき既に非常に古くて、中も広いんですけども、とにかく古かった。

それでこれ、昭和53年で築40年近い建物なんですけれども、これ、改めてまた上作屋地区、近くの方だと思うんですけども、指定管理をしようとの条例の変更ですけど、指定管理の管理者の指定なんですけれども、今この就業センター、実際にどのくらい使われているか。せいぜい年に地区の会合で本当数回。それもこれ、耐震性のあれもありますし、だから安全面という面で、いつまでもこれ、町のあれで、指定管理で残す案件かなと思いますんで、その点だけ。どういった方が、年に何回ほど使われているか。この点だけ答弁願います。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは93ページにあります議案第38号四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定についてというところで、この施設、建築が昭和53年というところで、古くなっているというところで、ここの施設の活用というところでございますけれども、議員おっしゃられましたように、使用頻度は結構少ないということでございます。直接、私も去年からでして、詳しくあれなんですけど、担当に聞きますと、地域の初会であるとか暮れ会であるとかといった活用ぐらいです。それと、聞くところによりますと、隣にあります企業がありますが、そこの健康診断とかに使用しているというふうなことをお聞きしております。

耐震関係につきましては、これ、公共の施設でございますので、危機管理課のほうともそこら辺の改修については話はしているところですが、ちょっとそこら辺の進み具合が、

ちょっと今のところ確認がようできてないので、すみません、その点はちょっと控えさせていただきます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第37号について討論を行います

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

これより議案第40号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第30、議案第44号四万十町地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について、日程第31、議案第45号四万十町十川農林水産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について、日程第32、議案第46号四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について、以上、議案第44号から議案第46号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） この3議案は全部農産物処理加工施設とか農産物加工直販センターとか書かれています。これは多分、恐らく設立時の導入した補助事業の名称がこの施設の名称に使われているものであろうかと推測しますが、実際に初期の設置目的にかなうような農産物処理加工とか直販に関する活動等が行われていましたら、その点について聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

議案第44号地吉農産物処理加工施設についてでございます。シイタケの加工を目的に造った施設でございまして、現在も地元の皆さん方が加工施設に利用していただいております。

続きまして、議案第45号十川農林産物処理加工施設でございますけれども、ここについても元給食センターの跡地でございます。ここについても、おかみさん市を中心にこのような利用をしております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 私のほうからは議案第46号の興津のセンターについてのご質問にお答えいたします。

この施設は興津青少年旅行村の中にございまして、農水産物です。興津地域の農産物、水産物を加工して、主に観光客などに直販しているセンターでございまして、現在もございます。ということで、観光協会に指定をするものです。

なお、興津青少年旅行村の指定、なくなりますので、今回につきましては興津青少年旅行村の指定管理者である四万十町観光協会にお願いするわけなんですけど、興津青少年旅行村につきましては次回からは公募によるということになりましたので、ちょっとほかの施設とは期間が違って、平成30年3月31日としているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 地吉のほうはシイタケの加工、これはシイタケの乾燥のことかなと思ったんですけど、その利用されているシイタケ農家の戸数、それから出荷先、総売上

額、その辺の把握があれば教えていただきたいと思います。

それから十川、これはおかみさん市が加工品を作っている。これも出荷額、そして出荷先、これの把握があれば聞きたいと思います。

それから興津に関しては、これは実際、要するに海の家的に使われているのかなど。実際には農産物の直販とかっていうふうには多分使われていないと思います。十和にあります、十川と地吉、これに関してさらに詳しい回答を求めます。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） まず議案第44号の地吉農産物処理加工施設でございますけれども、シイタケの佃煮とか、シイタケに関する加工品でございます。それから、今では天日干しのシイタケとかスライスにしたシイタケを中心とした生産物しております。すみません。生産先とか生産量については資料を持っておりませんので、分かりかねます。申し訳ございません。

続いて議案第45号の十川農林産物処理加工施設でございますけれども、ここについてはおかみさん市の出荷する加工施設として、おかみさん市が週に何回か利用しております。内容については、現在十川のこいのぼり公園の上にも簡単な加工できるような、天ぷらとかそういったものを処理する施設も入れましたので、主にご飯類を含めた加工施設をしております。これもイベントに合わせた加工処理をしていたり、それから毎週行っているバイキングのときの料理に使ったりと、そういったことで使っておりまして、ここについても生産量、生産額については、すみません、今把握をしておりません。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

最後の質問なんですけど、こういう加工施設は結局規模の多寡はありまして、やっぱり公金で造られた施設であります。そして加工施設、今も6次産業で加工施設を造ろうとしております。

それで、やはりこれに投下された投資額と、そしてやっぱり今の実績。つまり、それによって地場産業がどんだけ振興し、農家所得がどんだけ上がったか。これの実態把握が、どのような小さな施設においてもやはりなくては、過去の失敗に学べないと思います。過去の失敗に学べない。同じ失敗を繰り返す可能性があると思います。小さな単位であるからということは問題外です。投下された資本に対するどれだけの収入を得たか、どれだけの地場産業の振興があったか。やはり出荷額、出荷先、農家所得の向上、いちいち数値で本来押さえるべきではないかと私は思うんですが、補助事業の検証のために。それについて

ての見解を最後に聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） 両施設とも毎年度末には報告書をいただいております。両方とも赤字経営ということにはなっておりませんので、有効な活用されているというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第44号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号四万十町地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

これより議案第45号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号四万十町十川農林水産物処理加工施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されま

した。

これより議案第46号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第33、議案第47号四万十町七里集会所に係る指定管理者の指定について、日程第34、議案第48号四万十町川奥集会所に係る指定管理者の指定について、日程第35、議案第49号四万十町小野川集会所に係る指定管理者の指定について、日程第36、議案第50号四万十町秋丸集会所に係る指定管理者の指定について、日程第37、議案第51号四万十町野地集会施設に係る指定管理者の指定について、日程第38、議案第52号四万十町大正大奈路集会所に係る指定管理者の指定について、日程第39、議案第53号四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について、日程第40、議案第54号四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について、日程第41、議案第55号四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について、日程第42、議案第56号四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について、以上、議案第47号から議案第56号までの10議案を一括議題とします。

この10議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第47号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号四万十町七里集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号四万十町川奥集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

これより議案第49号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号四万十町小野川集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

これより議案第50号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号四万十町秋丸集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

これより議案第51号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号四万十町野地集会施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これより議案第52号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号四万十町大正大奈路集会所に係る指定管理者の指定についてを採決

します。

議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

これより議案第53号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

これより議案第54号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第43、陳情第28－7号TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情を議題とします。

この陳情議案につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

12番総務常任委員長堀本伸一君。

○総務常任委員長（堀本伸一君） それでは報告をいたします。

平成28年3月11日。

四万十町議会議長橋本保様。総務常任委員長堀本伸一。

陳情審査報告書。

本委員会に付託をされた陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第

94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第28－7号。付託年月日、平成28年3月9日。

件名、TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情。

審査の結果、採択すべきものと決定しております。付記としては、意見書の提出があります。

続きまして、次にめくっていただきましたら、委員会の審査経過報告書であります。

陳情第28－7号。件名、TPP協定を国で批准しないことを求める陳情。

説明者、農林水産課長熊谷敏郎。

参考意見として、本町にとって重要5品目の中で米はもとより、特に畜産業、養豚のダメージが非常に大きいということを心配するという意見をいただいております。

審査の結果、提出先は高知県南国市の高知県農林組合であります。中山間農業を基盤とする本町にとっても、陳情内容は重要な課題と判断をいたします。さらに、TPP問題については県下でもいち早く反対決議を行った四万十町議会でもあることを加味し、陳情の趣旨に反対の理由はないということでございます。

審査結果、採択。全員一致であります。意見書を提出ありということであります。反対意見はありませんでした。

なお、非常に当委員会での審査意見についてはそれぞれ意見がありましたので、全体の意見をまとめたことで報告としておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋本保君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第28－7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第28－7号TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情書を採決しま

す。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は採択です。

陳情第28－7号TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、陳情第28－7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後4時35分 散会